

平成 24 年度～平成 26 年度

第5期  
江南市介護保険事業計画及び  
高齢者福祉計画

高齢者の住み慣れた地域での生活の確保

生き生きこうなん — すこやかプラン

(案)

平成 24 年 1 月  
江南市



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
(1) 法令等の根拠	1
(2) 策定の背景及び目的	1
(3) 基本理念	2
(4) 計画の視点	5
2 計画の期間	6
3 計画の点検	6
4 計画の構成	7
第2章 高齢者等の現状	8
1 高齢者人口の推移	8
2 被保険者数の推移	10
3 要介護認定者数の推移	11
第3章 介護保険及び高齢者福祉サービスの現状	13
1 介護保険サービスの現状	13
(1) 居宅サービス	13
(2) 地域密着型サービス	27
(3) 施設サービス	31
(4) 保険給付費の状況	32
2 地域支援事業の現状	33
(1) 介護予防事業	33
3 福祉サービスの現状	34
(1) 在宅福祉サービス	34

第4章 計画の基本指標	44
1 推計人口	44
2 推計要介護認定者数	45
3 日常生活圏域	47
第5章 介護保険対象サービスの必要量の見込	48
1 介護保険事業の実施方針	48
2 サービス利用者数の見込	50
(1) 居宅サービス対象者数・施設サービス利用者数	50
(2) 居宅サービス利用者数	51
(3) 施設・居住系サービス利用者の推計	52
3 介護予防サービスの必要量の見込	54
(1) 介護予防居宅サービス	54
(2) 地域密着型介護予防サービス	58
4 介護サービスの必要量の見込	59
(1) 介護居宅サービス	59
(2) 地域密着型サービス	63
(3) 施設サービス	66
第6章 地域支援事業	67
1 地域支援事業の実施方針	67
2 介護予防事業	69
(1) 二次予防事業対象高齢者施策	69
(2) 一次予防施策	71
3 包括的支援事業	72
(1) 地域包括支援センター	72
(2) 支援事業	73
(3) 地域包括支援センター等運営協議会	77
4 任意事業	77
(1) 家族介護支援事業	77
(2) その他事業	78
5 地域包括ケアの推進	78

## 第7章 介護保険対象サービスの見込量確保のための方策 …… 79

- 1 居宅サービス見込量の確保策 …… 79
- 2 地域密着型サービス見込量の確保策 …… 79
- 3 施設サービス見込量の確保策 …… 79
- 4 地域支援事業見込量の確保策 …… 80
- 5 サービスを提供する人材の確保 …… 80
- 6 サービス利用を容易にするための方策 …… 81
  - (1) 居宅介護支援事業者と介護サービス事業所間の連携への支援 81
  - (2) 医師、歯科医師、薬剤師との連携 …… 81
  - (3) 介護サービス事業者情報の提供と相談体制の整備 …… 82
  - (4) 広報の充実 …… 82
  - (5) 低所得者への介護保険サービス利用料の軽減 …… 82
- 7 介護保険事業の適正化への取り組み …… 83
  - (1) 要介護認定の適正化 …… 83
  - (2) 介護サービスの質の確保 …… 83
  - (3) 適正な介護サービスの提供 …… 83
- 8 地域密着型サービスの適正運営 …… 83

## 第8章 介護保険事業費の見込 …… 84

- 1 サービス給付費の見込額 …… 84
- 2 地域支援事業費の見込額 …… 86
- 3 介護保険の財政 …… 87
  - (1) 保険給付費 …… 87
  - (2) 地域支援事業費 …… 87
- 4 第1号被保険者の保険料 …… 88
  - (1) 保険料基準月額 …… 88
  - (2) 保険料の納め方 …… 89
  - (3) 保険料の減免 …… 89

第9章	保健・福祉事業の推進	90
1	保健・福祉事業の実施方針	90
2	福祉サービス	92
	（1）在宅福祉サービス	92
	（2）施設福祉サービス	93
3	保健事業	94
4	サービス利用を容易にするための方策	94
	（1）サービスを提供する人材の確保	94
	（2）サービス情報の提供と相談体制の充実	95
	（3）市民組織等との協働	95
5	保健、医療、福祉の連携	96
	（1）医師、歯科医師、薬剤師との連携	96
	（2）保健所との連携	96
	（3）社会福祉協議会	96
	（4）民間サービス事業者	97
	（5）福祉ボランティア団体、市民組織、区・町内会	97
	（6）老人クラブ	97
	（7）民生委員	97
第10章	高齢者の生きがいづくりの推進	98
1	生きがい対策事業の推進	98
	（1）老人クラブ	98
	（2）高齢者教室	99
	（3）高齢者のスポーツ活動	100
	（4）生きがい対策推進事業の充実	101
	（5）高齢者の活動、憩いの場の確保	102
2	就労対策の推進	103
	（1）再就職と雇用対策	103
	（2）生きがい就労（シルバー人材センター）への支援	104

第 11 章 だれもが暮らしやすいまちづくり .....	105
1 住環境づくり .....	105
2 地域環境の整備 .....	106
(1) 地域コミュニティの形成 .....	106
(2) 高齢者の住みよいまちづくり .....	107
(3) 防犯、防火対策 .....	108
(4) 防災対策 .....	109
参考資料 .....	111

# 第1章 計画の策定にあたって

---

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

### (1) 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」という規定に基づき、江南市における高齢者の現状や背景をふまえて、保険給付の円滑な運営を確保するために策定するものです。

また、高齢者福祉計画については、老人福祉法第20条の8の規定に基づいて策定するものですが、介護保険事業との整合を図る必要があることから介護保険事業計画にあわせて一定の見直しを行うものです。

このため本計画は、介護保険事業と高齢者に関する福祉事業等を始めとする総合的な施策の内容を定めるもので、各年度における介護給付や予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の必要量や費用額の見込、その見込量確保のための方策に関する事項など、保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。また、生活支援施策、介護予防や生きがいづくりなど高齢者が安心して暮らせる地域環境をつくるために必要な事項を定めます。

### (2) 策定の背景及び目的

我が国では、国民の4人に1人が高齢者という「超高齢社会」を迎えたなか、高度成長期の変動著しい時代を経験してきた、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えることから、高齢化が一層進展しています。元気な高齢者が生き生きとした生活を続けるためには、高齢者の生きがい、健康づくりや介護予防の重要性はますます高まり、多様化する高齢者の生活様式、考え方や価値観に基づく様々なニーズに対応していくことが求められます。さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などの増加や認知症高齢者の増加、高齢者虐待の深刻化だけでなく、先の東日本大震災や高齢者の所在不明問題などに伴い、一層、重度の要介護者に対する支援や地域の見守りの充実等が課題となっています。

また、介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設され、これまで広く定着してきましたが、一方で、高齢者数の増加、サービス利用の大幅な伸びにより費用が増大しています。

このような背景から、国では、高齢者虐待防止や要介護者に対する医療的ケア、地域における高齢者の見守り体制の構築などによって、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、「地域包括ケアシステム」の視点が示されました。

こうした社会的な変化を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、現行計画の達成状況や課題等を踏まえ、高齢社会における介護保険制度の円滑な推進を図るための施策と高齢者福祉施策の見直しを行い、第5期計画を策定します。

### (3) 基本理念

#### ①介護保険及び高齢者福祉に対する4つの理念

健やかで安心して老後を送れる地域社会をつくるためには、市民、民間の事業者、行政が協力して、地域の需要に応じた介護サービス基盤や福祉サービスなどを充実していく必要があります。本計画においても、第4期計画から引き続き、以下の4つの理念に基づき介護保険及び高齢者福祉事業を総合的に進めます。

#### **基本理念1 介護不安のない老後生活の実現**

たとえ介護が必要な状態となっても、多くの高齢者は住み慣れた地域の中で、在宅での生活を希望しています。しかし、高齢化や核家族化の一層の進行により、高齢者をとりまく環境は急速に変化しています。このような状況のなかで、高齢者一人ひとりが健康で生き生きとした生活を送るためには、介護保険制度の効率的な活用を促進する必要があります。また、高齢者の生きがいづくりや地域活動への支援、住みよい住環境の整備など、高齢者が安心してより快適な生活を送ることができるよう、高齢者の日常生活をとりまくあらゆる環境を視野に入れた施策を展開していきます。

## **基本理念2 利用者本位の介護サービス供給体制づくり**

介護保険制度では、利用者一人ひとりの判断・選択に応じたサービス提供を基本としています。もし介護が必要となったときに、迅速で確かな介護サービスが受けられるよう、各関係機関との連携のもと、利用者本位のサービス供給体制のさらなる整備に努めます。

また、サービス利用者の立場で介護サービス計画を作成するよう、事業者への支援、指導を行うとともに、介護保険に関する苦情については、県などが中心になって対応していますが、利用者保護の観点から、市民の福祉に責任をもつ市も事業者の指導に参画し、責任をもって制度を支えていきます。

## **基本理念3 市民・地域が一体となった福祉社会の実現**

利用者本位の介護サービスを実現するためには、その担い手となる事業者の確保が重要であり、利用者が必要とする介護サービスが供給できるよう、積極的に介護サービス事業者の参入を呼びかけていきます。

また、健康な高齢者、介護が必要な高齢者に対して、保健、福祉サービスを実施していくことが必要であり、引き続き独自に各種のサービスを供給していきます。

さらに、地域福祉を支える民生委員を始めとする市民との連携を図っていくとともに、高齢者を敬愛し相互に助け合うあたたかい地域社会づくりに向けて、市民意識の高揚を図ります。

## 基本理念4 介護予防、生活支援への体制づくり

多くの市民が元気で充実した高齢期を過ごすことができるようにするために、誰もができる限り長く健康を保ちながら、生きがいを持ち、安心して生活できるまちづくりが求められています。

そのため、市は地域支援事業や、保健、医療、福祉に関するサービスを通して介護予防に努めるとともに、高齢者が自覚をもって、健康づくりや生活習慣病の予防に取り組むよう努めていきます。

さらに、高齢者を抱える家庭や地域など市民とともに協力しながら、ひとり暮らしの高齢者の閉じこもりや、虚弱な高齢者がねたきりの状態となることをできる限りなくし、豊かで健やかな生活が営めるよう、生活支援を充実していきます。

また、高齢者をはじめ誰もが住みやすいまちづくりに向けて、市民の理解と参加のもと、道路、公園だけでなく民間施設などの整備においてバリアフリー化を推進するなど、総合的な福祉環境の向上を図ります。

### ②江南市戦略計画の基本構想等との調和

本計画は江南市戦略計画の基本構想や健康日本 21 こうなん計画と調和のとれた内容のものとしします。また、介護保険事業計画と高齢者福祉計画は一体のものとして策定します。そして、愛知県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画、老人福祉計画）、愛知県地域保健医療計画、健康日本 21 あいち計画、愛知県地域ケア体制構想など広域的な計画との整合について配慮します。

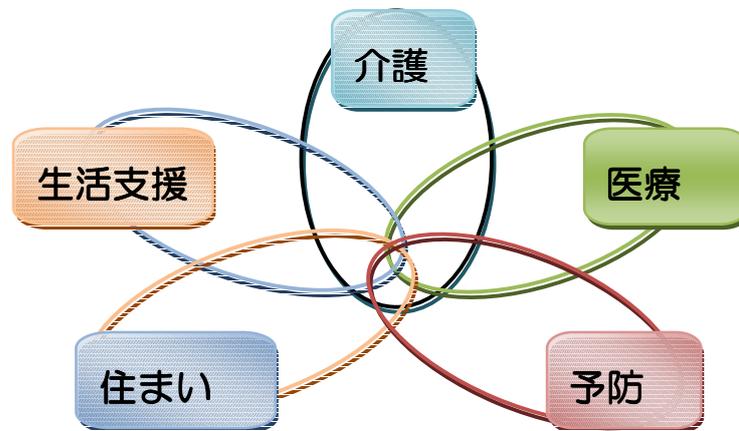
#### (4) 計画の視点

##### ①地域包括ケアシステムづくりの推進

平成 23 年 6 月に介護保険法等の一部が改正されました。この改正では、予防給付と生活支援サービスの総合化や新たな地域密着型サービスの創設、介護療養病床の廃止期限の延長などが盛り込まれ、その中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを連携させ要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）の推進に取り組んでいくことが示されました。

このような制度の変化や国の方針を踏まえ、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、保険者が果たすべき役割の強化に努めます。

### 地域包括ケアシステムについて



##### ②認知症高齢者支援の推進

近年、認知症高齢者は増加傾向にあり、このような高齢者が地域で安心して暮らせるような支援策が必要となっています。徘徊などが心配される認知症高齢者と暮らす家族の負担を減らすよう、地域全体で支援していくため、認知症サポーターの養成を通じた認知症への十分な理解や認知症見守りネットワークの構築、権利擁護への対応などを進めていきます。

また、認知症予防に向けた情報発信や認知症を理解するための啓発を行っています。

### ③二次予防事業対象者の把握強化による介護予防の推進

地域支援事業実施要綱の改正に伴い、要支援・要介護状態になる恐れのある二次予防事業対象者の把握が基本チェックリストのみで可能となり、従来より柔軟に把握事業を進めていくことができるようになりました。より効果的な介護予防事業の推進に向けて、地域ごとに、どのような状態の高齢者が、どこに、どれくらい居るのかを把握することにより二次予防事業対象者の早期発見から介護予防の早期介入へと繋げていきます。

## 2 計画の期間

「第5期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」は、3年間で1期とする計画として策定します。

本計画は、平成24年度から26年度までの3年間で計画期間としています。

図表 計画の期間

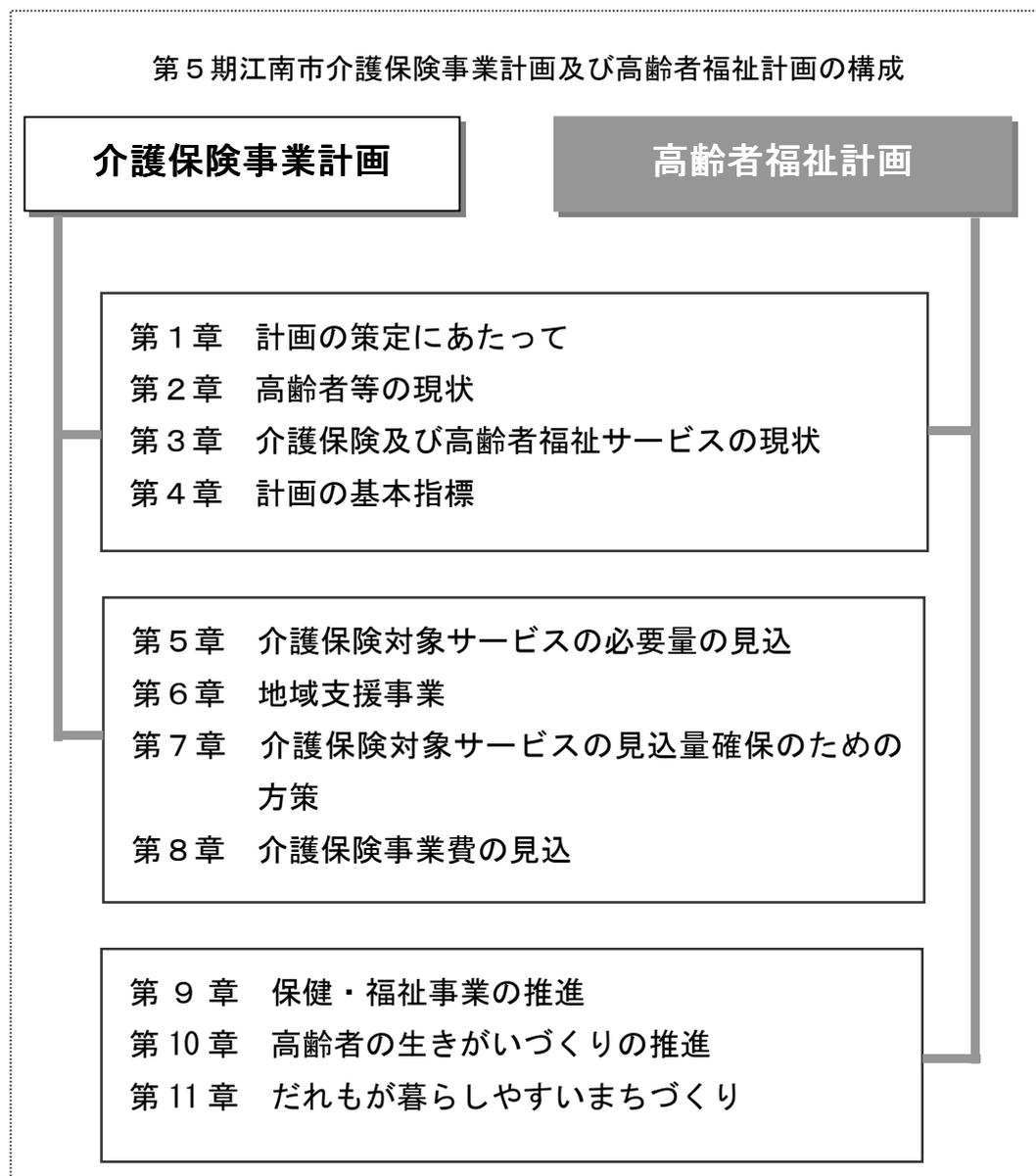
平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第4期計画			第5期計画			第6期計画		

## 3 計画の点検

介護保険事業の運営状況や高齢者福祉事業の実施状況の定期的な把握に努めるとともに、本計画の実効性を確保するため、市は事業推進状況等を江南市高齢者総合対策懇談会へ諮り、点検・評価を行います。

## 4 計画の構成

本計画は、第1章から第4章については介護保険事業計画と高齢者福祉計画との共通内容とし、第5章から第8章は介護保険事業計画に関する内容で、第9章から第11章は高齢者福祉計画に関する内容で構成します。



## 第2章 高齢者等の現状

---

## 第2章 高齢者等の現状

### 1 高齢者人口の推移

高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）の推移についてみると、平成18年では高齢化率が18.2%であるのに対し、平成23年では22.0%と増加しています。

表：高齢者人口の推移

単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	100,956 (100.0%)	101,368 (100.0%)	101,774 (100.0%)	101,128 (100.0%)	101,857 (100.0%)	101,714 (100.0%)
40歳～64歳	34,121 (33.8%)	33,712 (33.3%)	33,576 (33.0%)	33,734 (33.4%)	33,635 (33.0%)	34,096 (33.5%)
65歳以上人口	18,344 (18.2%)	19,323 (19.1%)	20,218 (19.9%)	21,110 (20.9%)	21,986 (21.6%)	22,417 (22.0%)
前期高齢者	11,103 (11.0%)	11,749 (11.6%)	12,241 (12.0%)	12,756 (12.6%)	13,064 (12.8%)	12,917 (12.7%)
後期高齢者	7,241 (7.2%)	7,574 (7.5%)	7,977 (7.8%)	8,354 (8.3%)	8,922 (8.8%)	9,500 (9.3%)

資料：各年3月末現在の住民基本台帳等による人口です  
注) 下段(%)は構成比を示します。

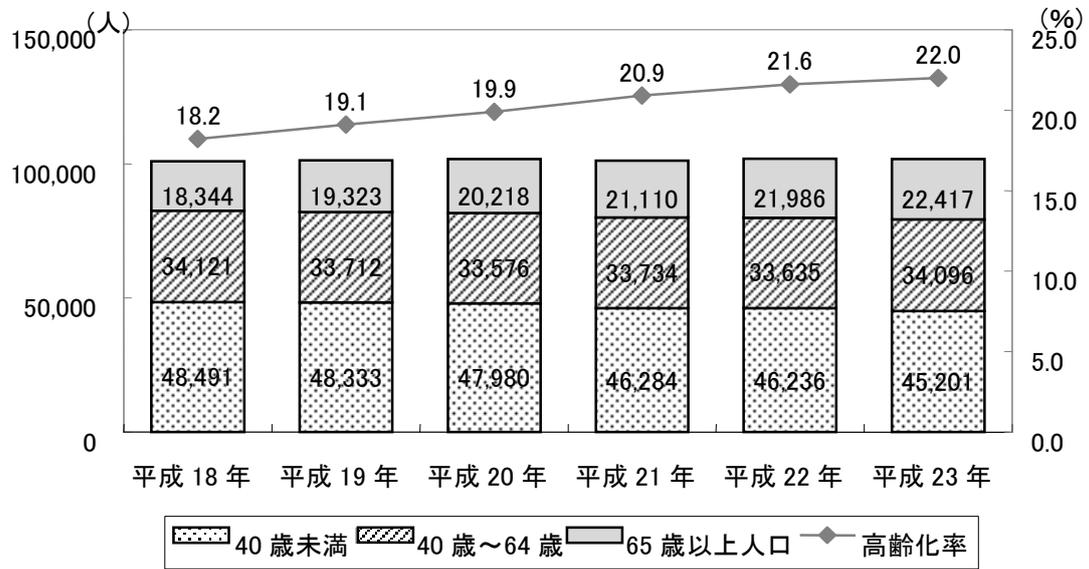
表：高齢化率の推移

単位：%

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全国	20.4	21.2	21.8	22.5	23.0	23.2
愛知県	19.7	20.4	21.0	21.6	22.3	22.9
江南市	18.2	19.1	19.9	20.9	21.6	22.0

資料：江南市は「住民基本台帳」、国、県は総務省「人口推計」  
(各年3月末現在)

図：人口及び高齢化率の推移



## 2 被保険者数の推移

本市における65歳以上の第1号被保険者は、平成18年度では19,281人であったものが、平成22年度では22,329人となっており、3,048人増加しています。

表：第1号被保険者数の推移

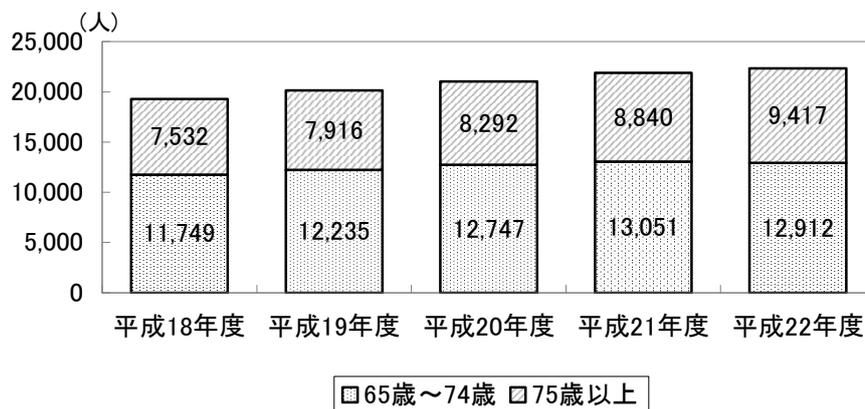
単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
65歳～74歳	11,749 60.9%	12,235 60.7%	12,747 60.6%	13,051 59.6%	12,912 57.8%
75歳以上	7,532 39.1%	7,916 39.3%	8,292 39.4%	8,840 40.4%	9,417 42.2%
(再掲) 住所地特例 被保険者	45 0.2%	49 0.2%	51 0.2%	50 0.2%	51 0.2%
計	19,281 100.0%	20,151 100.0%	21,039 100.0%	21,891 100.0%	22,329 100.0%

資料：各年度3月末現在

注) 下段(%)は構成比を示します。

図：被保険者数の推移



### 3 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、年々増加傾向にあり、平成22年度2月末現在では2,943人となっています。特に、要介護1の人の増加が著しいです。

表：要介護度別認定者数の推移

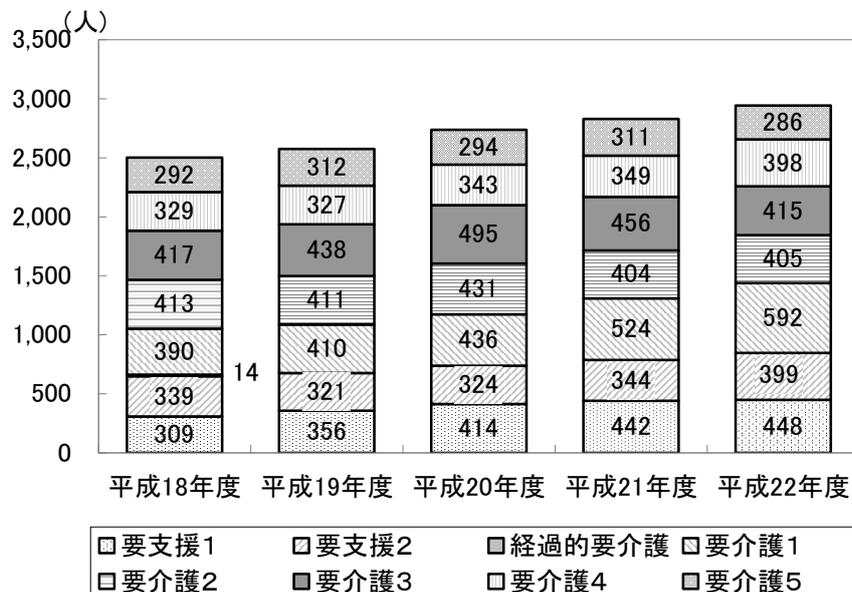
単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要支援1	309 12.4%	356 13.8%	414 15.1%	442 15.6%	448 15.2%
要支援2	339 13.5%	321 12.5%	324 11.8%	344 12.2%	399 13.6%
経過的要介護	14 0.4%				
要介護1	390 15.6%	410 15.9%	436 15.9%	524 18.5%	592 20.1%
要介護2	413 16.5%	411 16.0%	431 15.7%	404 14.3%	405 13.8%
要介護3	417 16.7%	438 17.0%	495 18.1%	456 16.1%	415 14.1%
要介護4	329 13.1%	327 12.7%	343 12.5%	349 12.3%	398 13.5%
要介護5	292 11.7%	312 12.1%	294 10.7%	311 11.0%	286 9.7%
計	2,503 100.0%	2,575 100.0%	2,737 100.0%	2,830 100.0%	2,943 100.0%

資料：各年度2月末現在

注) 下段(%)は構成比を示します。

図：要介護度別認定者数の推移



表：第1号、第2号被保険者別要介護度別認定者数

単位：人

		要支援 1	要支援 2	経過的要 介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成 18 年度	第1号被保険者	301	326	14	369	380	395	312	276	2,373
	第2号被保険者	8	13	0	21	33	22	17	16	130
	計	309	339	14	390	413	417	329	292	2,503
平成 19 年度	第1号被保険者	341	308		390	382	416	307	299	2,443
	第2号被保険者	15	13		20	29	22	20	13	132
	計	356	321		410	411	438	327	312	2,575
平成 20 年度	第1号被保険者	400	307		415	414	466	323	280	2,605
	第2号被保険者	14	17		21	17	29	20	14	132
	計	414	324		436	431	495	343	294	2,737
平成 21 年度	第1号被保険者	426	327		503	380	434	330	296	2,696
	第2号被保険者	16	17		21	24	22	19	15	134
	計	442	344		524	404	456	349	311	2,830
平成 22 年度	第1号被保険者	435	379		573	385	392	380	275	2,819
	第2号被保険者	13	20		19	20	23	18	11	124
	計	448	399		592	405	415	398	286	2,943

資料：各年度2月末現在

## 第3章 介護保険及び高齢者福祉 サービスの現状

---

# 第3章 介護保険及び高齢者福祉サービスの現状

## 1 介護保険サービスの現状

### (1) 居宅サービス

平成22年度の居宅サービス利用者数は、1,706人となっており、平成18年度からの推移をみると、年々増加傾向で推移しており、平成22年度までに261人増加しています。

要介護度別の傾向でみると、要介護3、要介護5では減少傾向で推移しているものの、要支援1、要介護1では大きく増加しています。

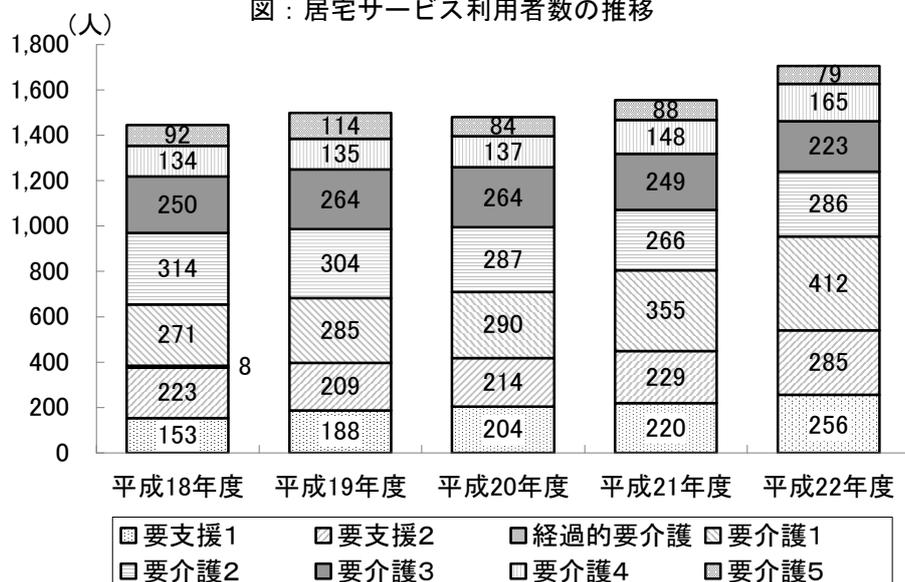
表：要介護度別居宅サービス利用者数の推移

単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要支援1	153	188	204	220	256
要支援2	223	209	214	229	285
経過的要介護	8	-	-	-	-
要介護1	271	285	290	355	412
要介護2	314	304	287	266	286
要介護3	250	264	264	249	223
要介護4	134	135	137	148	165
要介護5	92	114	84	88	79
計	1,445	1,499	1,480	1,555	1,706

資料：各年度2月末現在

図：居宅サービス利用者数の推移



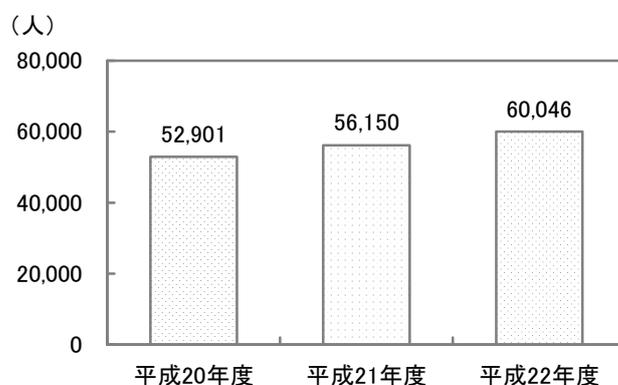
①訪問介護（介護予防訪問介護）

ホームヘルパーなどが家庭を訪問して食事、入浴、排せつなどの介護や身のまわりのお世話をします。

表：訪問介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	360	361	374
利用回数（回/年）	52,901	56,150	60,046

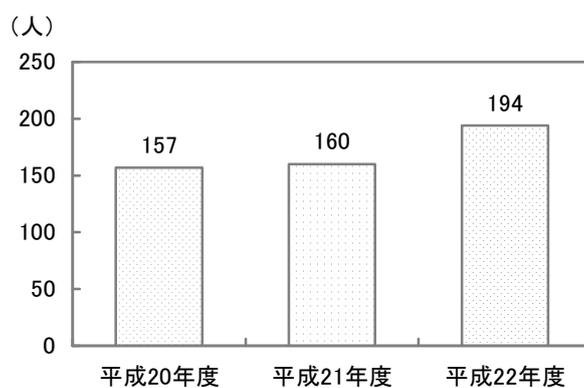
図：訪問介護利用者数の推移



表：介護予防訪問介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	157	160	194

図：介護予防訪問介護の実施状況



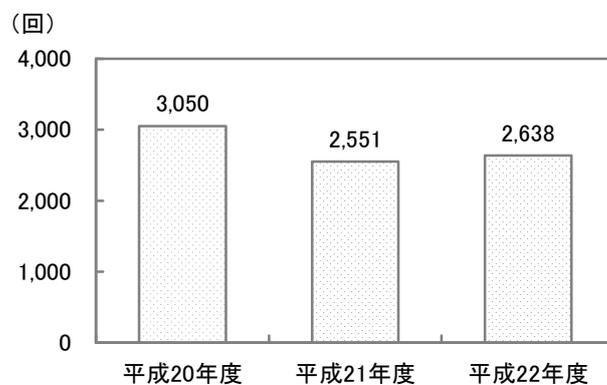
②訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

表：訪問入浴介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	42	44	39
利用回数（回/年）	3,050	2,551	2,638

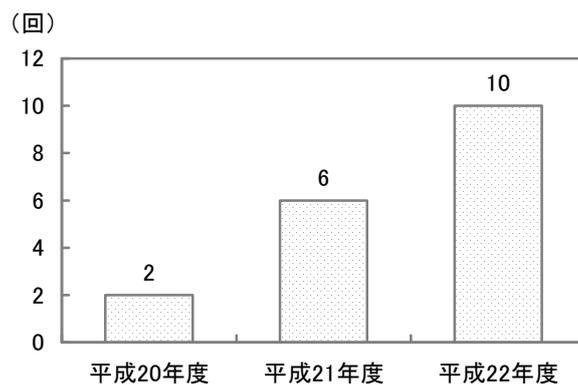
図：訪問入浴介護の実施状況



表：介護予防訪問入浴介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	1	1	1
利用回数（回/年）	2	6	10

図：介護予防訪問介護の実施状況



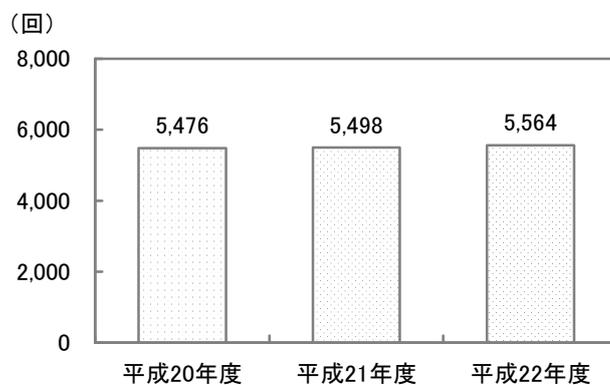
### ③訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師などが家庭を訪問して療養上の世話、または診療の補助を行います。

表：訪問看護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	84	79	79
利用回数（回/年）	5,476	5,498	5,564

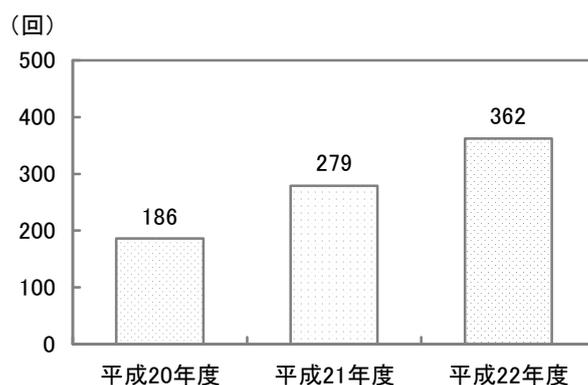
図：訪問看護の実施状況



表：介護予防訪問看護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	4	6	10
利用回数（回/年）	186	279	362

図：介護予防訪問看護の実施状況



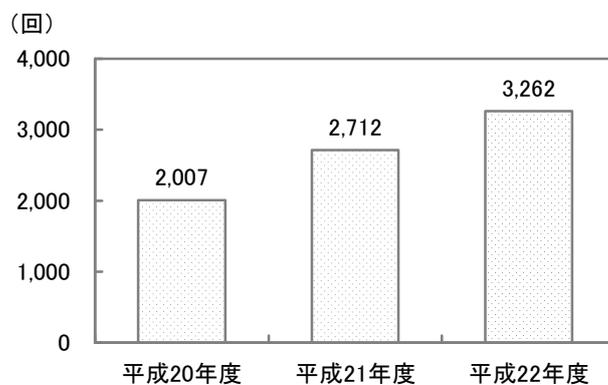
#### ④訪問リハビリ（介護予防訪問リハビリ）

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。

表：訪問リハビリテーションの実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	30	41	48
利用回数（回/年）	2,007	2,712	3,262

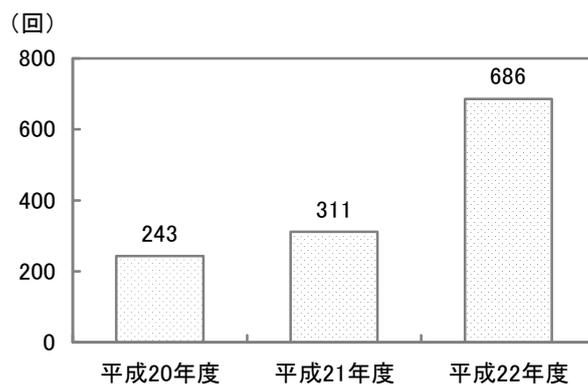
図：訪問リハビリテーションの実施状況



表：介護予防訪問リハビリテーションの実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	4	6	8
利用回数（回/年）	243	311	686

図：介護予防訪問リハビリテーションの実施状況



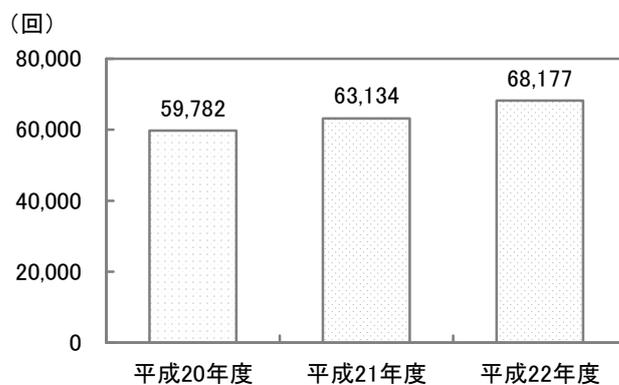
⑤通所介護（介護予防通所介護）

デイサービスセンターなどへ通い、入浴、食事の介護などを行います。

表：通所介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	485	522	573
利用回数（回/年）	59,782	63,134	68,177

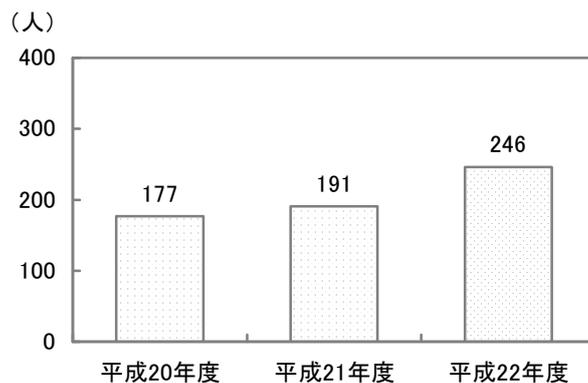
図：通所介護の実施状況



表：介護予防通所介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	177	191	246

図：介護予防通所介護の実施状況



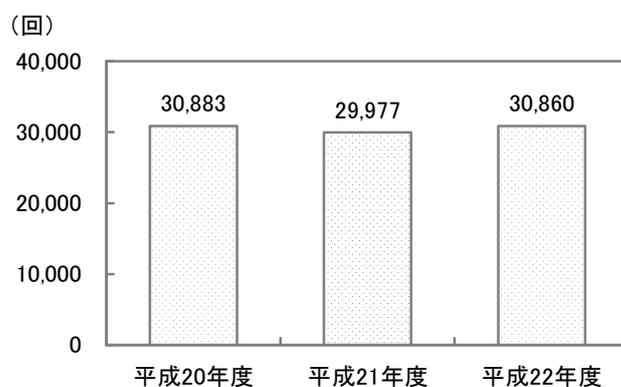
⑥通所リハビリ（介護予防通所リハビリ）

介護老人保健施設などの通所者に入浴、食事の介護や機能訓練などを行います。

表：通所リハビリテーションの実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	265	254	255
利用回数（回/年）	30,883	29,977	30,860

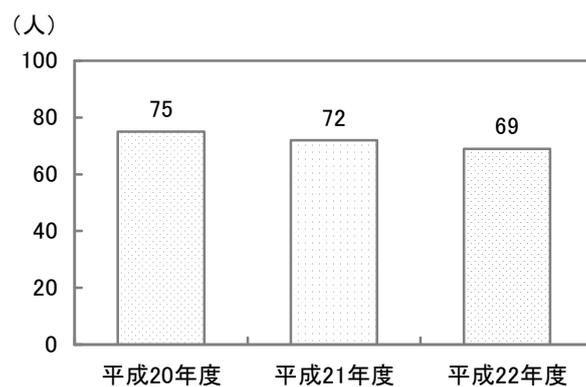
図：通所リハビリテーションの実施状況



表：介護予防通所リハビリテーションの実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	75	72	69

図：介護予防通所リハビリテーションの実施状況



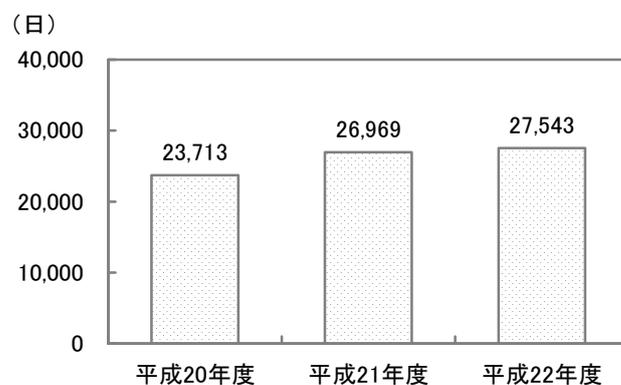
⑦短期入所サービス（介護予防短期入所サービス）

介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの短期間入所者に介護や日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。

表：短期入所サービスの実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	211	237	247
利用日数（日/年）	23,713	26,969	27,543

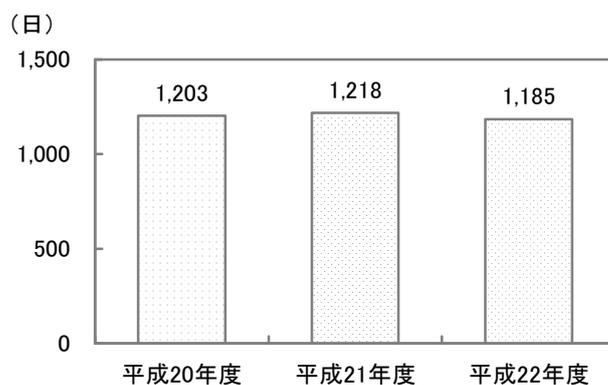
図：短期入所サービスの実施状況



表：介護予防短期入所サービスの実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	12	17	11
利用日数（日/年）	1,203	1,218	1,185

図：介護予防短期入所サービスの実施状況

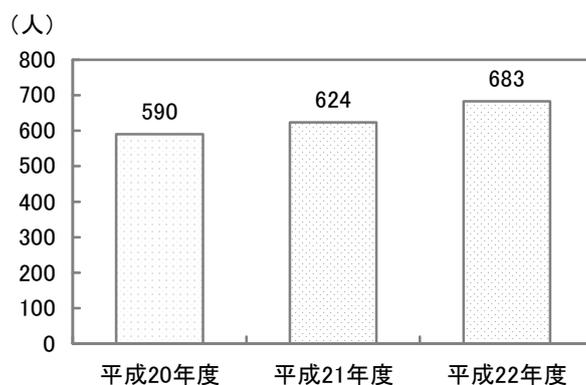


⑧福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）  
車いす、特殊寝台などを貸与します。

表：福祉用具貸与の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	590	624	683

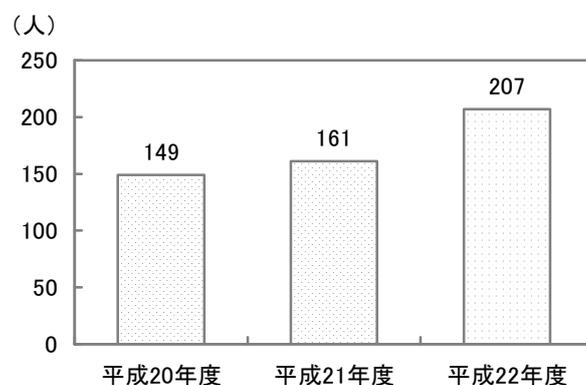
図：福祉用具貸与の実施状況



表：介護予防福祉用具貸与の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	149	161	207

図：介護予防福祉用具貸与の実施状況



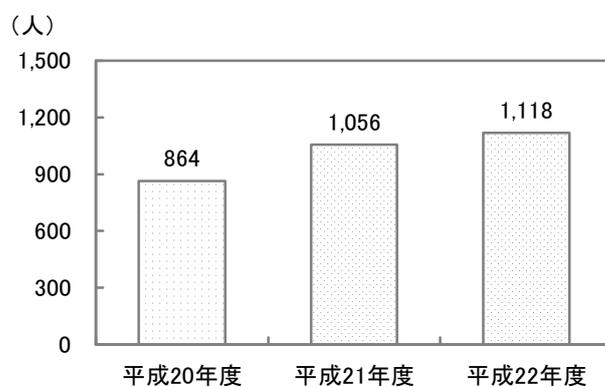
⑨居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

表：居宅療養管理指導の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数（人/年）	864	1,056	1,118

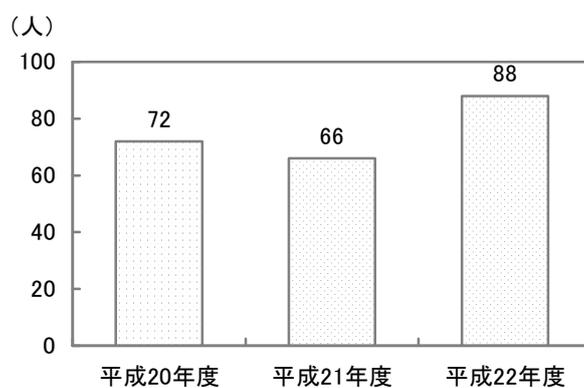
図：居宅療養管理指導の実施状況



表：介護予防居宅療養管理指導の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数（人/年）	72	66	88

図：介護予防居宅療養管理指導の実施状況



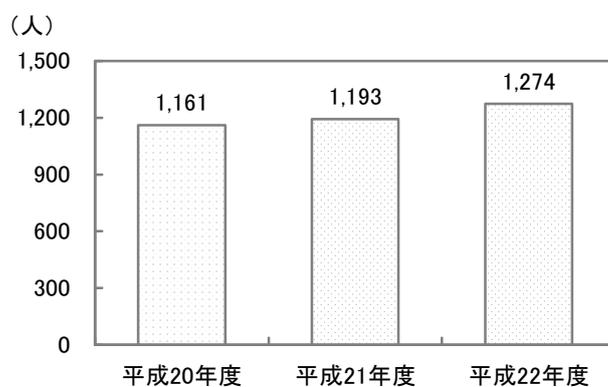
⑩居宅介護支援（介護予防支援）

ケアマネジャーがケアプランを作成します。

表：居宅介護支援の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数（人/月）	1,161	1,193	1,274

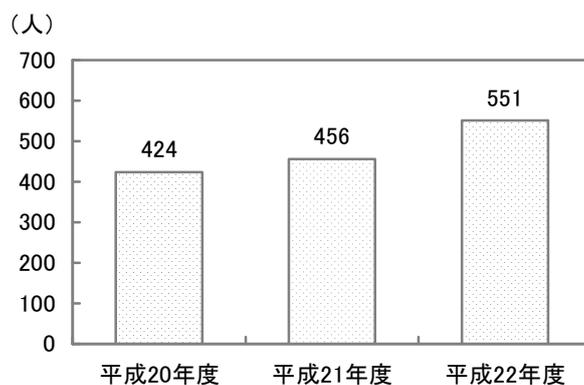
図：居宅介護支援の実施状況



表：介護予防居宅介護支援の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数（人/月）	424	456	551

図：介護予防居宅介護支援の実施状況



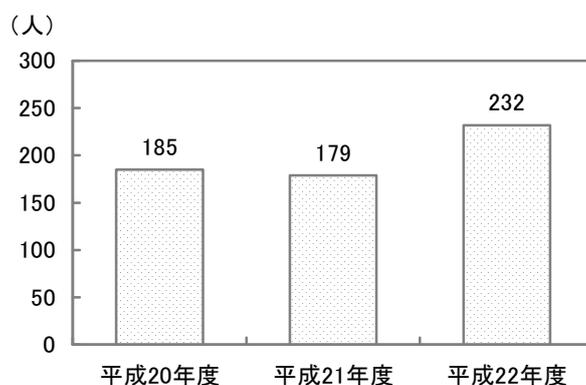
⑪特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）

家庭での日常生活上の便宜を図ります。心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用（同一年度で10万円以内）の9割を支給します。

表：特定福祉用具販売の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/年）	185	179	232

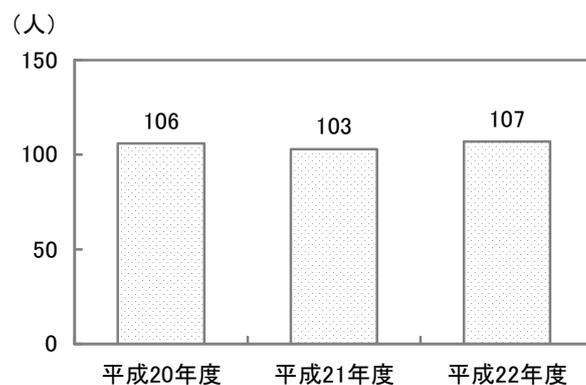
図：特定福祉用具販売の実施状況



表：介護予防特定福祉用具販売の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/年）	106	103	107

図：介護予防特定福祉用具販売の実施状況



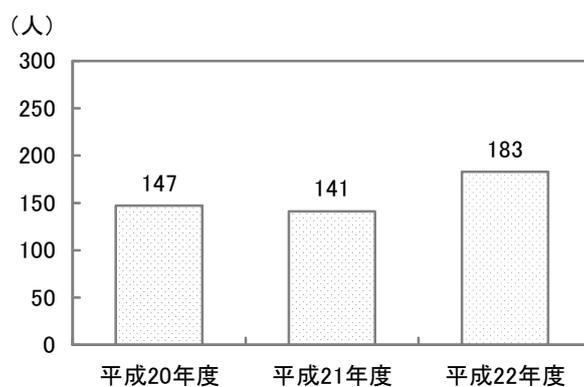
⑫住宅改修費の支給（介護予防住宅改修費の支給）

手すりの取付け、床段差の解消などの住宅改修費を支給します。

表：住宅改修の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/年）	147	141	183

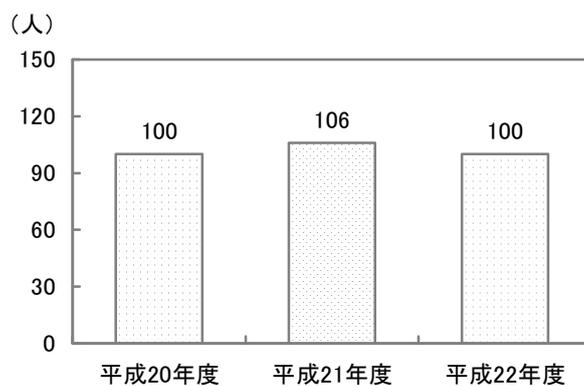
図：住宅改修の実施状況



表：介護予防住宅改修の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/年）	100	106	100

図：介護予防住宅改修の実施状況



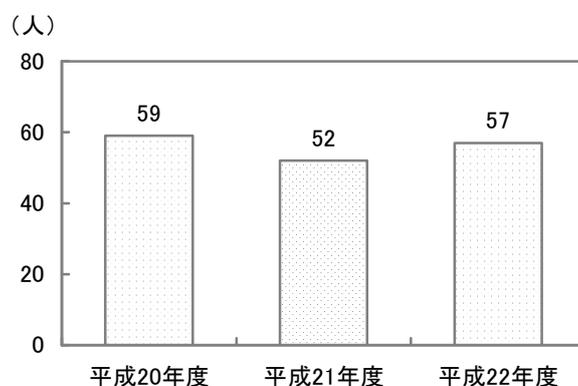
⑬特定施設入所者生活介護（介護予防特定施設入所者生活介護）

有料老人ホームなどの入所者に介護、日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。

表：特定施設入所者生活介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	59	52	57

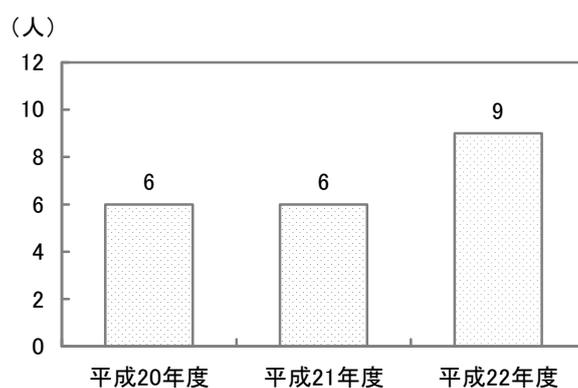
図：特定施設入所者生活介護の実施状況



表：介護予防特定施設入所者生活介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	6	6	9

図：介護予防特定施設入所者生活介護の実施状況



## (2) 地域密着型サービス

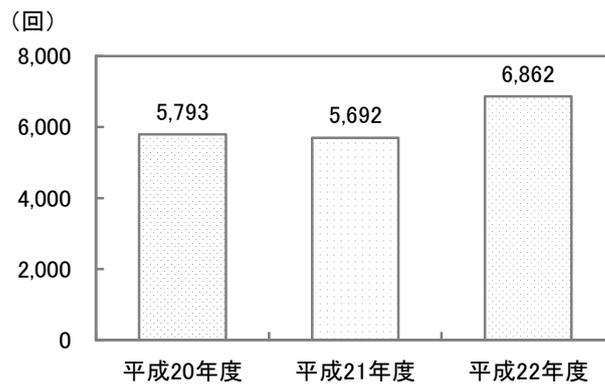
### ①認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

中程度の認知症状のある方が、施設へ通い、食事・入浴・排せつの援助や機能訓練などのサービスを行います。

表：認知症対応型通所介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	47	50	65
利用回数（人/年）	5,793	5,692	6,862

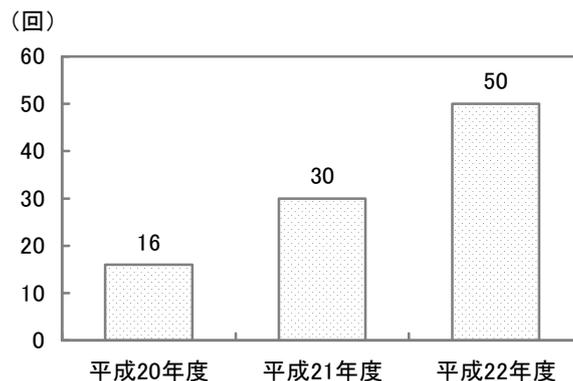
図：認知症対応型通所介護の実施状況



表：介護予防認知症対応型通所介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	1	3	1
利用回数（人/年）	16	30	50

図：介護予防認知症対応型通所介護の実施状況



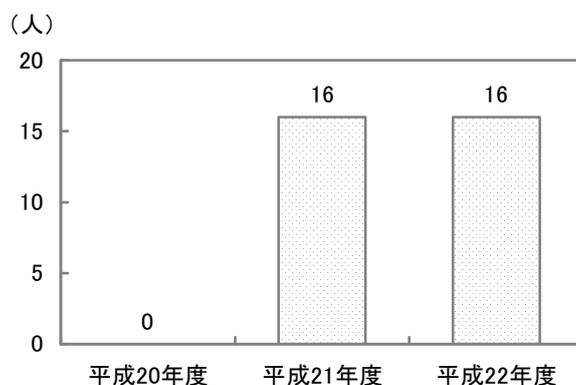
②小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

当該事業所に登録した15人程度の方を対象に「通い」を中心として、様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。

表：小規模多機能居宅介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	0	16	16

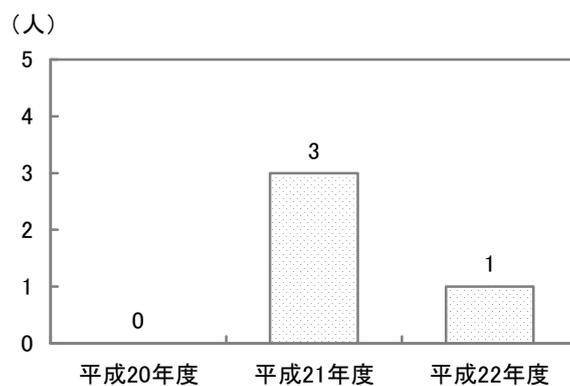
図：小規模多機能居宅介護の実施状況



表：介護予防小規模多機能居宅介護の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数（人/月）	0	3	1

図：介護予防小規模多機能居宅介護の実施状況



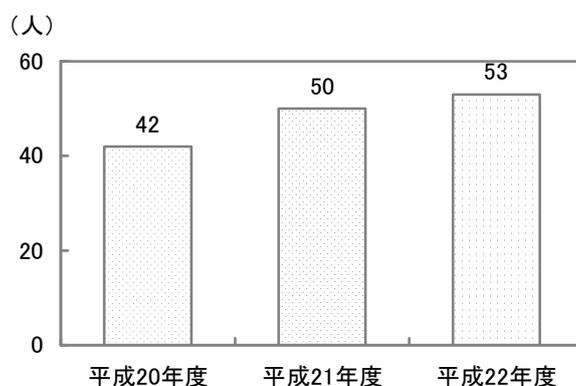
③認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

中程度の認知症がある方が、介護や機能訓練を受けながら少人数で共同生活を行います。

表：認知症対応型共同生活介護の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数（人/月）	42	50	53

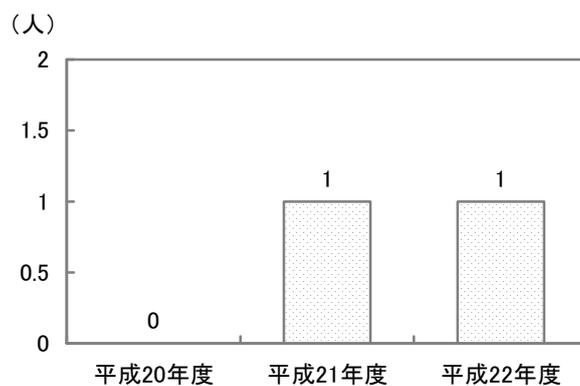
図：認知症対応型共同生活介護の実施状況



表：地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数（人/月）	0	1	1

図：地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護の実施状況



#### ④夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行います。

表：夜間対応型訪問介護の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数（人/月）	0	0	0

#### ⑤特定施設入居者生活介護

介護付きの有料老人ホームなどに入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。

表：特定施設入居者生活介護の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数（人/月）	0	0	0

#### ⑥介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排泄、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

表：介護老人福祉施設入所者生活介護の実施状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数（人/月）	0	0	0

### (3) 施設サービス

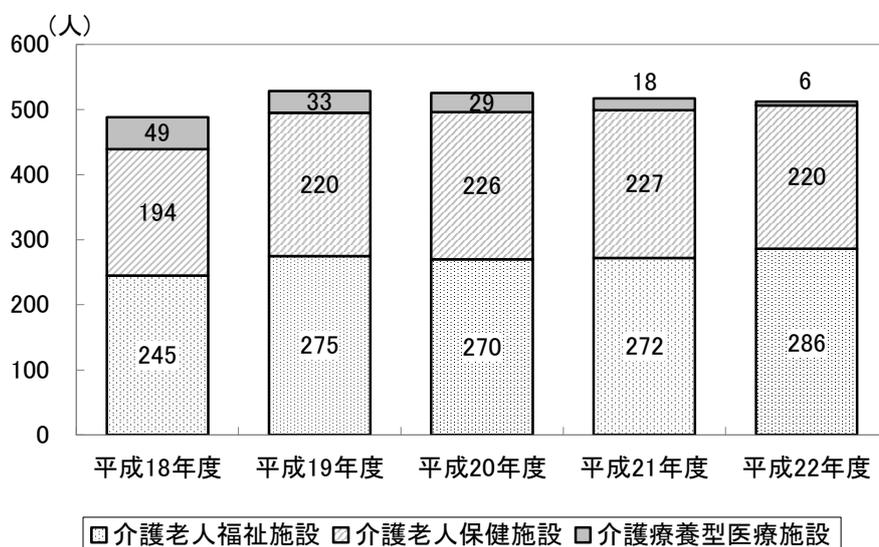
施設サービスの利用状況については、平成22年度では512人となっており、平成19年度をピークに全体では減少傾向で推移しています。しかし、平成19年度と比べ、介護老人福祉施設が11人増加し、介護療養型医療施設が27人減少しています。

表：施設サービスの利用状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護老人福祉施設	245	275	270	272	286
介護老人保健施設	194	220	226	227	220
介護療養型医療施設	49	33	29	18	6
計	488	528	525	517	512

資料：各年度の2月末現在

図：施設サービス利用者数の推移



#### (4) 保険給付費の状況

平成 22 年度の保険給付費は、居宅サービス費が 2,098,920 千円、地域密着型サービス費が 257,879 千円、施設サービス費が 1,598,588 千円となっており、給付費全体では 4,230,988 千円となっています。保険給付費の推移をみると、給付費は年々増加傾向にあります。

表：保険給付費の推移

単位：千円

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
居宅サービス費	1,635,850	1,720,298	1,824,248	1,985,558	2,098,920
居宅サービス	1,445,656	1,534,255	1,624,970	1,751,950	1,837,492
居宅介護支援	160,510	160,596	166,969	201,369	222,381
福祉用具購入費の支給	5,789	6,507	8,143	7,929	9,384
住宅改修費の支給	18,895	18,940	24,166	24,310	29,663
地域密着型サービス費	168,488	190,965	178,000	223,519	257,879
施設サービス費	1,496,507	1,525,103	1,576,255	1,595,500	1,598,588
高額介護サービス費	43,960	47,595	53,831	60,868	65,892
審査支払手数料	4,746	4,873	5,098	5,045	4,400
特定入所者生活介護費	129,448	142,555	167,358	190,275	205,309
計	3,478,999	3,631,389	3,804,790	4,060,765	4,230,988

## 2 地域支援事業の現状

### (1) 介護予防事業

#### ①特定高齢者把握事業

平成 22 年度の特定高齢者決定者は、851 人となっており、平成 20 年度から年々増加傾向で、平成 22 年度までに 321 人増加しています。

表：特定高齢者把握事業の状況

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
65 歳以上人口	21,025	21,986	22,379
基本チェックリスト送付数	17,846 (84.9%)	18,777 (85.4%)	19,469 (87.0%)
基本チェックリスト実施者数	9,603 (45.7%)	10,364 (47.1%)	10,488 (46.9%)
特定高齢者決定者	530 (2.5%)	718 (3.3%)	851 (3.8%)

※（ ）は、65 歳以上人口に対する割合です。

※特定高齢者決定者は、平成 23 年度からは二次予防事業対象者と呼びます。

#### ②通所型介護予防教室

特定高齢者を対象に、運動器機能向上は、委託先介護予防事業者、接骨院、フィットネスクラブで実施しており、栄養改善・口腔機能向上、楽口楽食元気教室は、保健センターで実施しております。

表：通所型介護予防教室の実施状況

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
特定高齢者決定者	530 (2.5%)	718 (3.3%)	851 (3.8%)
介護予防事業参加者	67 (0.3%)	68 (0.3%)	87 (0.4%)
運動器機能向上	54	55	69
栄養改善	8	-	-
口腔機能向上	5	-	-
楽口楽食元気教室	-	13	18

※（ ）は、65 歳以上人口に対する割合です。

※平成 21 年度から、栄養改善と口腔機能向上の複合プログラムとして楽口楽食元気教室を開催しております。

### 3 福祉サービスの現状

#### (1) 在宅福祉サービス

##### ①生活支援事業

生活支援事業は、介護保険の要介護認定を受けていない高齢者を対象とします。

生活支援訪問事業は、外出時の付き添いや食事、洗濯、掃除などの世話のためホームヘルパーを派遣するもので、江南市社会福祉協議会への委託により実施しています。

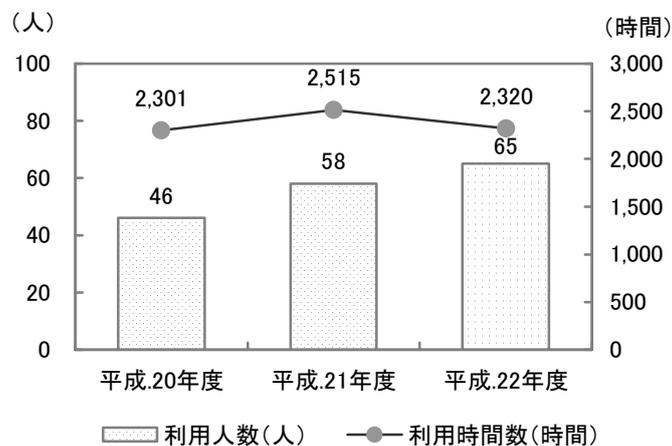
生活支援通所事業は、老人福祉センターなどへ送迎して食事、入浴、健康チェック、日常動作訓練などを行っています。

生活支援短期宿泊事業は、家族が一時的に世話できない場合に、養護老人ホーム「ジョイフルむつみ」で短期間お預かりします。

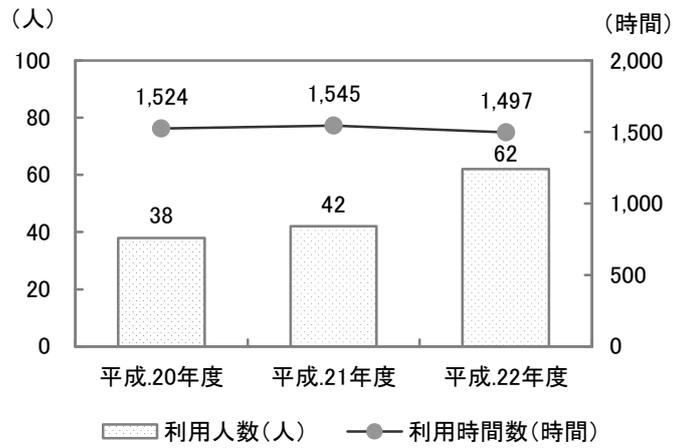
表：生活支援事業の実施状況

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生活支援訪問事業	利用者数 (人)	46	58	65
	利用時間数 (時間)	2301	2515	2320
生活支援通所事業	利用者数 (人)	38	42	62
	延利用日数 (日)	1524	1545	1497
生活支援短期宿泊事業	利用者数 (人)	7	3	4
	利用日数 (日)	79	24	58

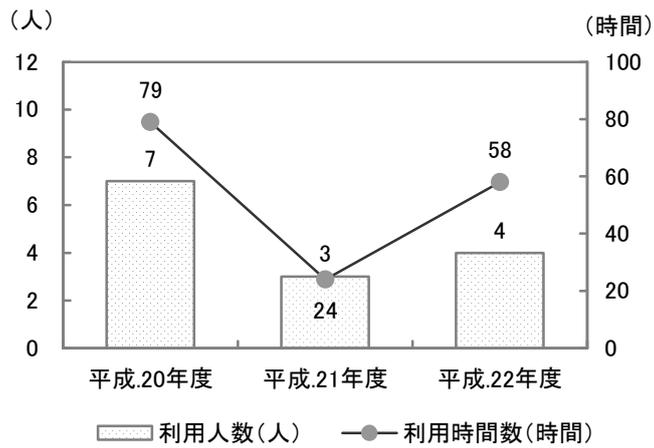
図：生活支援訪問事業の実施状況



図：生活支援通所事業の実施状況



図：生活支援短期宿泊事業の実施状況



## ②訪問理髪等

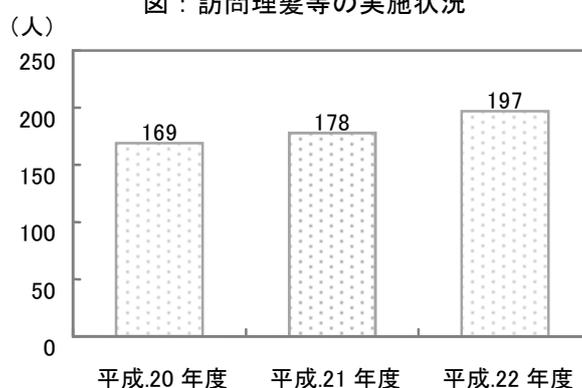
要介護3、4、5と認定された高齢者の方などに対して、年6回理容師等が家庭を訪問して理髪等を行います。

表：訪問理髪等の実施状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数	169	178	197

図：訪問理髪等の実施状況



## ③寝具洗濯

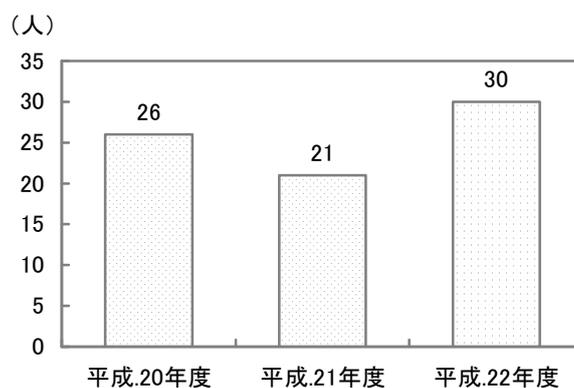
ひとり暮らしの方や要介護3、4、5と認定された在宅の高齢者で所得の低い方に対して、年2回(毎年7月、12月)寝具の洗濯を行います。

表：寝具洗濯の実施状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数	26	21	30

図：寝具洗濯の実施状況



#### ④在宅ねたきり老人等介護慰労

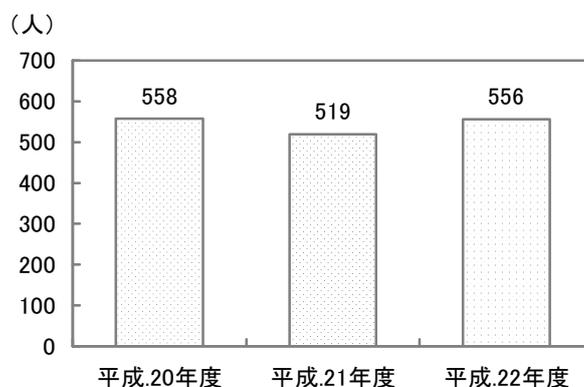
要介護3、4、5と認定された高齢者の方を在宅で介護している家族の方に対して、月額2,000円を、年2回に分けて支給します。

表：在宅ねたきり老人等介護慰労の実施状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数	558	519	556

図：在宅ねたきり老人等介護慰労の実施状況



#### ⑤在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費用助成

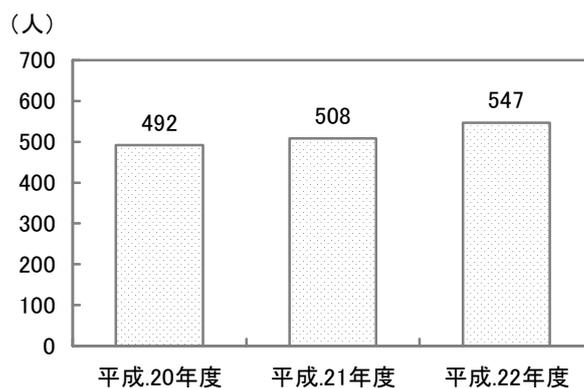
要介護3、4、5と認定された在宅の高齢者で紙おむつが必要な方に対して、月額2,500円の紙おむつ購入助成券を、年2回に分けて支給します。

表：在宅ねたきり老人等紙おむつ購入助成券の利用状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数	492	508	547

図：在宅ねたきり老人等紙おむつ購入助成券の利用状況



### ⑥給食サービス

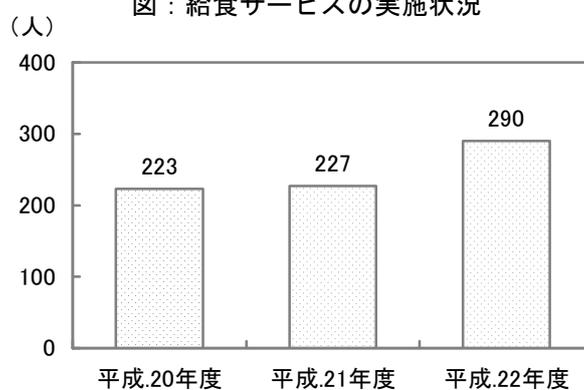
ひとり暮らしの方や高齢者世帯で支援を必要とする方に対して、月曜日から金曜日までの週5日以内で委託業者が昼食又は夕食を届けます。

表：給食サービスの実施状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数	223	227	290

図：給食サービスの実施状況



### ⑦福祉電話の設置

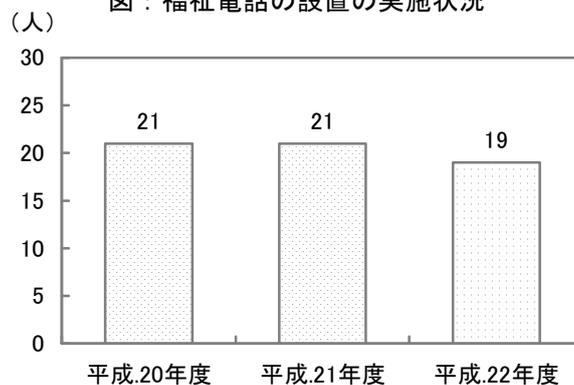
所得が低く電話のないひとり暮らしの高齢者の方などに対して、電話を貸与し、毎月の基本料を補助します。

表：福祉電話の設置の実施状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数	21	21	19

図：福祉電話の設置の実施状況



### ⑧緊急通報装置の設置

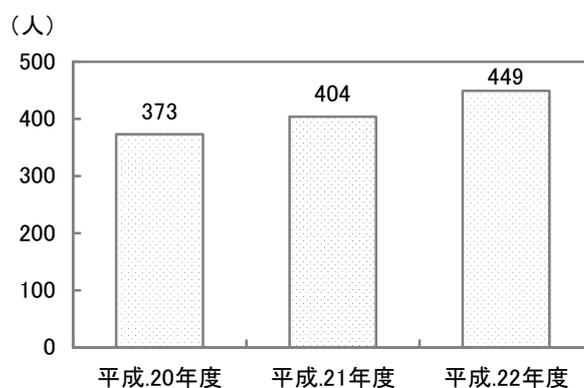
ひとり暮らしの高齢者の方などに対して、万一の場合に備えて緊急通報装置を設置します。

表：緊急通報装置の設置の実施状況

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数	373	404	449

図：緊急通報装置の設置の実施状況



### ⑨日常生活用具の給付

ひとり暮らしの高齢者の方が安全に過ごすことができるよう、必要な方に電磁調理器、火災報知器、自動消火器を給付します。

表：日常生活用具の給付の実施状況

単位：件

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
給付 件数	電磁調理器給付件数	2	5	4
	自動消火器	1	1	3
	火災報知器	5	5	10

### ⑩リフォームヘルパー派遣

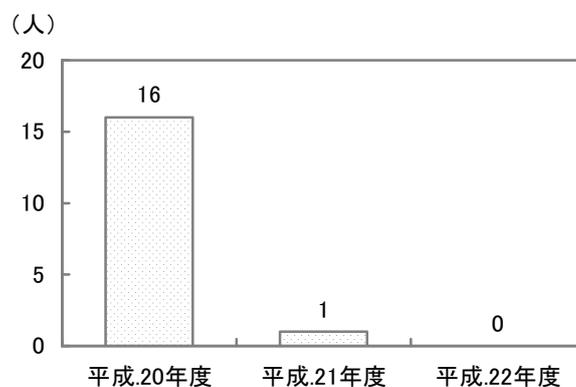
日常生活をする上で支障のある方及び身体に障害のある方のみえる家庭で、住宅等の改善を希望する方に対し、建築士、作業療法士などが訪問し住宅改善の相談に応じます。

表：リフォームヘルパー派遣の実施状況

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数	16	1	0

図：リフォームヘルパー派遣の実施状況



### ⑪高齢者住宅改善助成

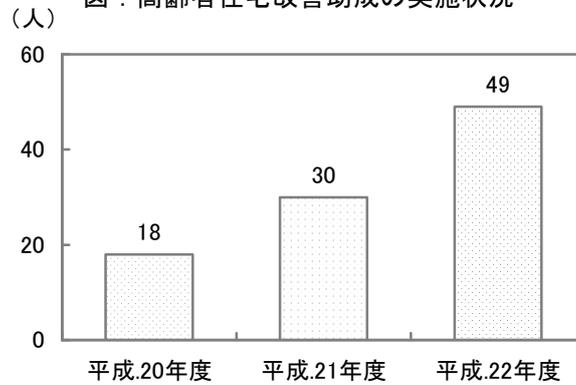
自宅で生活する上で介護を必要とする方で、生計中心者の所得税額が14万円以下の世帯に対し、住宅改善のための費用、30万円を限度として助成します。

表：高齢者住宅改善助成の実施状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数	18	30	49

図：高齢者住宅改善助成の実施状況



### ⑫タクシー料金の助成

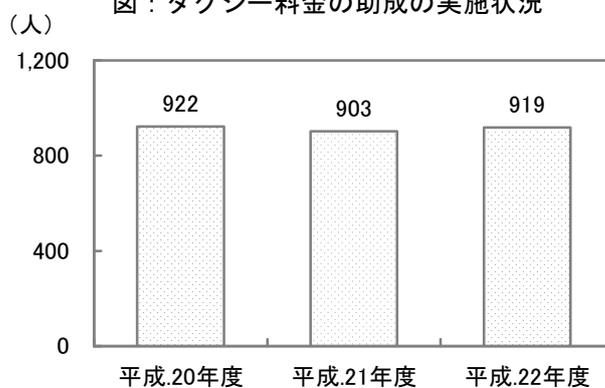
85歳以上の方に対し、中型タクシー基本料金相当額の助成券を1人あたり年間48枚交付します。

表：タクシー料金の助成の実施状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数	922	903	919

図：タクシー料金の助成の実施状況



### ⑬外国人高齢者福祉手当支給

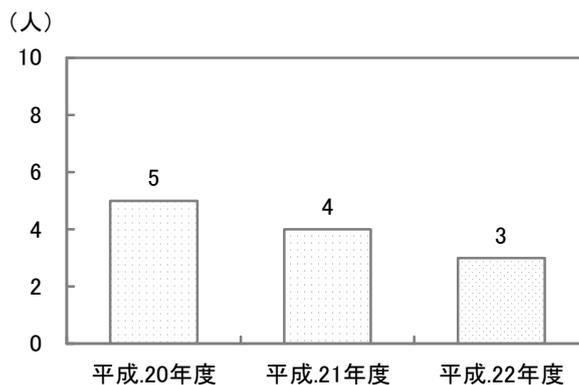
国民年金に加入できなかった外国人の高齢者の方に対し、月額10,000円の手当を支給します。

表：外国人高齢者福祉手当支給の実施状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用人数	5	4	3

図：外国人高齢者福祉手当支給の実施状況



#### ⑭徘徊高齢者家族支援サービス

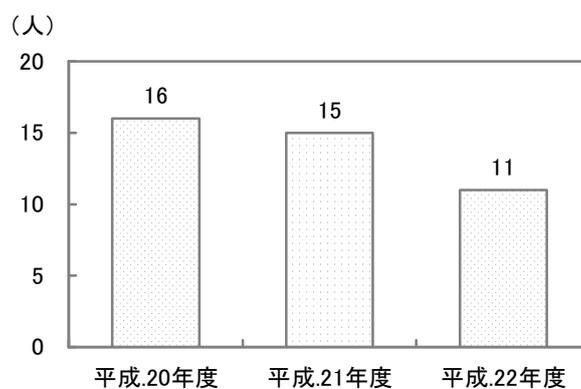
現在位置を特定し介護者に通報する位置探索システム専用端末機を貸し出します。

表：徘徊高齢者家族支援サービスの実施状況

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用人数	16	15	11

図：徘徊高齢者家族支援サービスの実施状況



## 第4章 計画の基本指標

---

# 第4章 計画の基本指標

## 1 推計人口

江南市戦略計画に基づいた人口推計から、計画期間の各年度における総人口と年齢別の人口を推計しました。

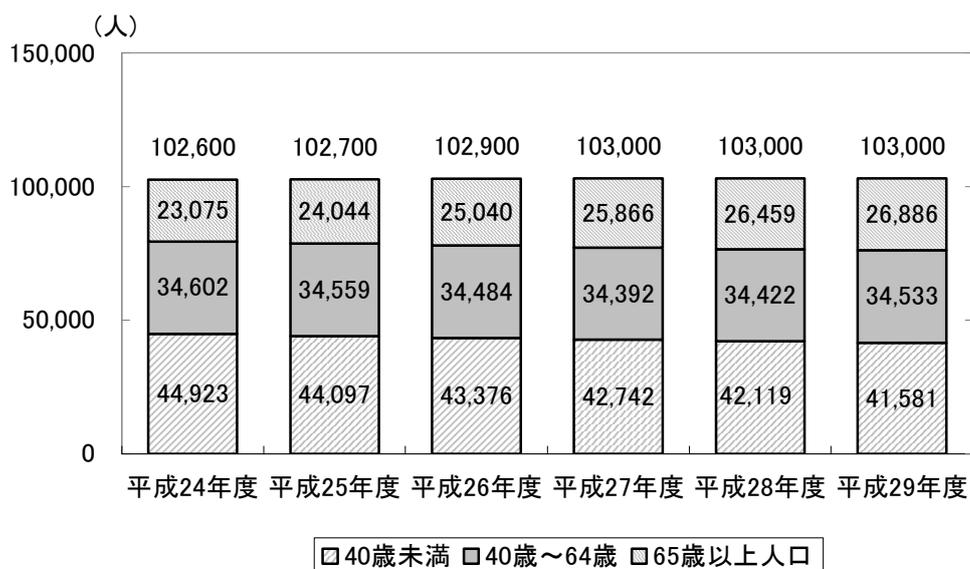
65歳以上の高齢者は、平成26年度には25,040人で高齢化率24.3%、平成29年度には26,886人で高齢化率26.1%と推計しました。

表：推計人口の推移

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	102,600	102,700	102,900	103,000	103,000	103,000
40歳～64歳	34,602	34,559	34,484	34,392	34,422	34,533
65歳以上人口	23,075	24,044	25,040	25,866	26,459	26,886
前期高齢者 (65歳～74歳)	13,341	13,776	14,448	14,856	14,915	14,686
後期高齢者 (75歳以上)	9,734	10,268	10,592	11,010	11,544	12,200
高齢化率	22.5%	23.4%	24.3%	25.1%	25.7%	26.1%

図：推計人口の推移



## 2 推計要介護認定者数

平成 22 年 9 月末における要介護認定者の割合（出現率）と、推計した年齢別の人口を用いて自然体の推移による要介護認定者を見込むとともに、日常生活圏域ニーズ調査によって把握した、要介護認定は受けていないものの、介護が必要なほど身体機能に低下が見られる潜在的な要介護認定者の数を勘案し、計画期間各年度における要介護認定者数を推計しました。

表：自然体による要介護認定者数の推計

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	473	496	513	593	613	640
要支援 2	387	405	420	483	500	522
要介護 1	559	587	606	699	723	755
要介護 2	458	479	495	513	531	555
要介護 3	502	527	544	564	584	610
要介護 4	396	416	429	445	461	482
要介護 5	332	348	360	373	386	403
計	3,107	3,258	3,367	3,670	3,798	3,967

表：日常生活圏域ニーズ調査結果を踏まえて更に見込む認定者数

単位：人

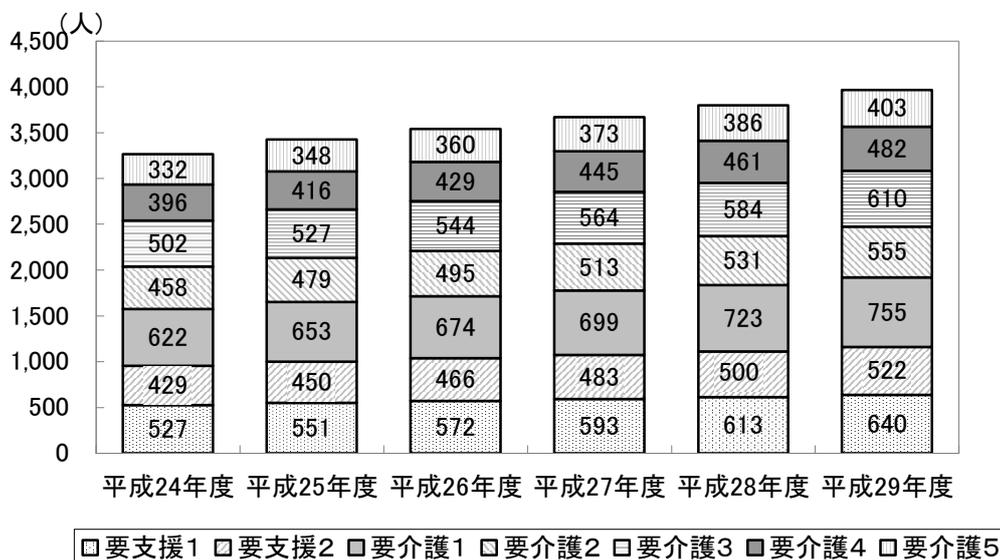
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	54	55	59	-	-	-
要支援 2	42	45	46	-	-	-
要介護 1	63	66	68	-	-	-
要介護 2	-	-	-	-	-	-
要介護 3	-	-	-	-	-	-
要介護 4	-	-	-	-	-	-
要介護 5	-	-	-	-	-	-
計	159	166	173	-	-	-

表：推計要介護認定者数の推移

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	527	551	572	593	613	640
要支援 2	429	450	466	483	500	522
要介護 1	622	653	674	699	723	755
要介護 2	458	479	495	513	531	555
要介護 3	502	527	544	564	584	610
要介護 4	396	416	429	445	461	482
要介護 5	332	348	360	373	386	403
計	3,266	3,424	3,540	3,670	3,798	3,967

図：推計要介護認定者数の推移



### 3 日常生活圏域

介護保険事業計画は、住み慣れた地域でのサービス利用を可能とする観点から、市内をいくつかに分けて「生活圏域」を定めることが必要です。

本市の生活圏域は、65歳以上人口や要介護認定者数の状況を考慮して、第5期計画においても、引き続き3圏域を設定しています。

表：日常生活圏域の人口、65歳以上人口

単位：人

圏域	人口		65歳以上の人口		中学校区
		構成比		構成比	
北部圏域	37,128	36.5%	8,737	38.6%	宮田・北部
中部圏域	31,284	30.8%	6,573	29.0%	古知野
南部圏域	33,276	32.7%	7,336	32.4%	布袋・西部
計	101,688	100.0%	22,646	100.0%	

平成23年9月現在

表：日常生活圏域の要介護認定者数

単位：人

圏域	要介護認定者	
		構成比
北部圏域	1,240	41.3%
中部圏域	812	27.1%
南部圏域	902	30.1%
住所地特例	44	1.5%
計	2,998	100.0%

平成23年9月現在

※住所地特例とは、被保険者が他の市町村の介護保険施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合に、元の住所地（施設入所直前）の市町村の介護保険被保険者となることをいいます。

## 第5章 介護保険対象サービスの 必要量の見込

---

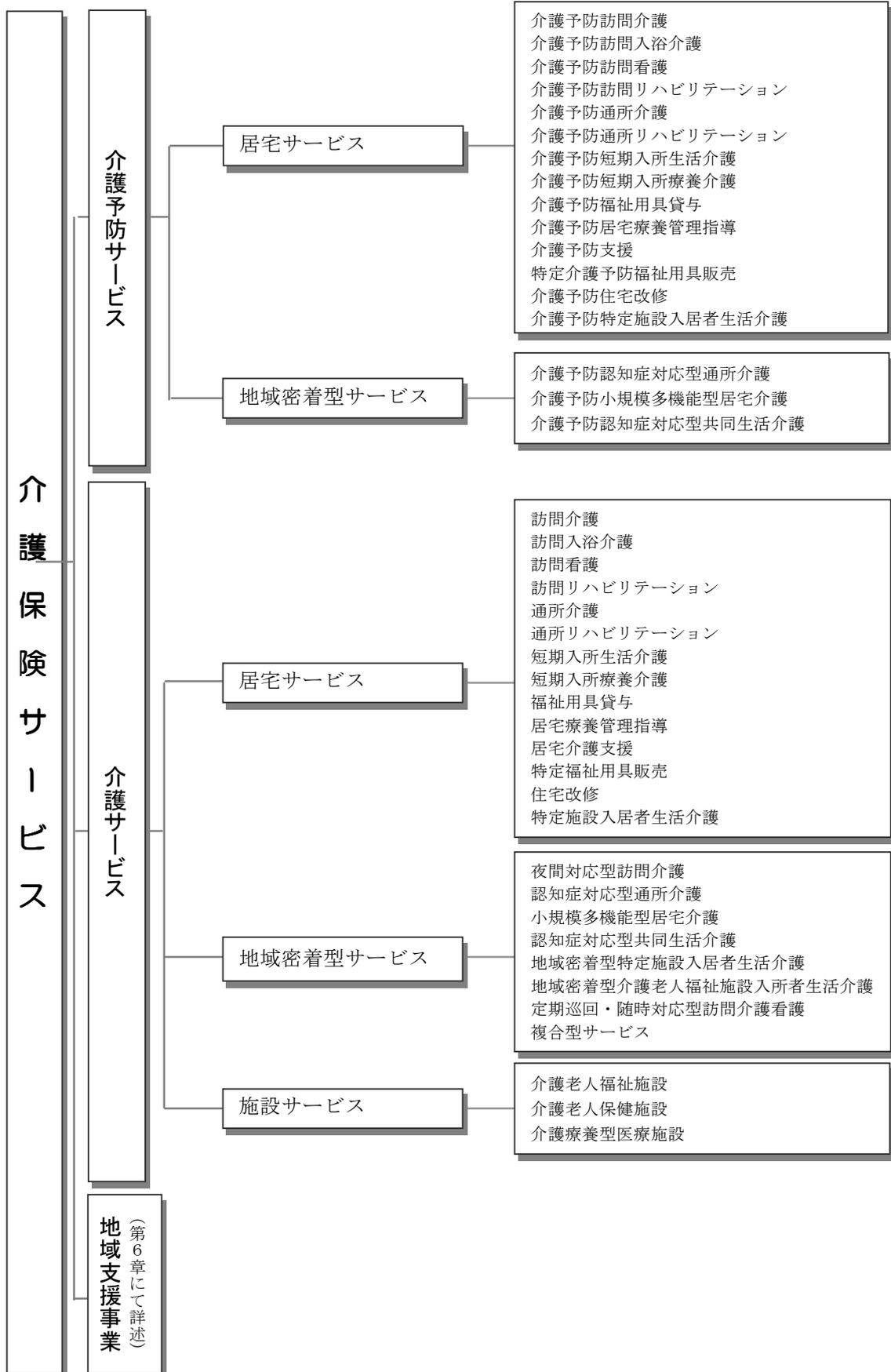
## 第5章 介護保険対象サービスの必要量の見込

### 1 介護保険事業の実施方針

本計画の基本理念を実現するためには、市民、サービス事業者、行政が一体となって必要量に対応したサービスの供給を図ることが重要です。介護保険事業の運営に関して国が「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を示していることから、本市の介護保険事業は、この指針に掲げられた介護給付対象サービス及び地域支援事業を基本として実施していきます。

計画期間中は、本市独自の支給限度基準額の上乗せ、市町村特別給付は行わず、介護保険対象外のサービスについては、福祉サービスとして実施していきます。

【介護保険サービス事業の体系】



## 2 サービス利用者数の見込

### (1) 居宅サービス対象者数・施設サービス利用者数

推計した要介護認定者数から、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設と地域密着型介護老人福祉施設、居住系サービスの認知症対応型共同生活介護、介護専用型の特定施設入居者生活介護を含む施設・居住系サービス利用者数を除いて居宅サービス対象者を算出します。

表：推計要介護認定者数

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	527	551	572
要支援 2	429	450	466
要介護 1	622	653	674
要介護 2	458	479	495
要介護 3	502	527	544
要介護 4	396	416	429
要介護 5	332	348	360
計	3,266	3,424	3,540

表：推計施設サービス利用者数

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	7	7	7
要支援 2	5	5	5
要介護 1	79	82	86
要介護 2	99	103	109
要介護 3	177	182	188
要介護 4	225	226	231
要介護 5	164	166	171
計	756	771	797

表：推計居宅サービス対象者数

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	520	544	565
要支援 2	424	445	461
要介護 1	543	571	588
要介護 2	359	376	386
要介護 3	325	345	356
要介護 4	171	190	198
要介護 5	168	182	189
計	2, 510	2, 653	2, 743

## (2) 居宅サービス利用者数

居宅サービス対象者数は、推計した要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いた人数です。このうち、実際に居宅サービスの利用が見込まれる人数を居宅サービス対象者数に対する利用者割合から推計します。

表：推計居宅サービス利用者数

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	309	323	336
要支援 2	317	332	344
要介護 1	440	462	476
要介護 2	314	329	338
要介護 3	291	309	319
要介護 4	130	144	150
要介護 5	93	101	105
計	1, 894	2, 000	2, 068

### (3) 施設・居住系サービス利用者の推計

平成23年6月の利用状況に、新たな施設開設に伴う増加見込みと、それ以外の理由（自然増減）を加味して推計しました。

新たな施設開設に関しては、愛知県が実施した、県内の特別養護老人ホームへの入所申込者数（待機者）調べの結果を踏まえて、特に要介護3以上の方の待機解消に向けて見込んでおります。

#### ①介護予防サービス（要支援1、2）

要支援1、2の方は、在宅で生活される方が大半を占めているため、増減は見込んでおりません。

#### ②介護サービス（要介護1～5）

##### （ア）特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）

新たな施設開設の予定はありません。自然増加（+4人）を見込みました。

##### （イ）認知症対応型共同生活介護（グループホーム 1ユニット9人）

平成25年度に2ユニット（18人）の開設を見込みました。ただし、開設時期を10月と設定し、5カ月間分（7人）として見込みました。

平成26年度は、18人（稼働率100%）として見込みました。

##### （ウ）地域密着型特定施設入居者生活介護（市内に該当施設はありません。）

新たな増減は見込んでおりません。

##### （エ）地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム 定員29人）

平成23年度末に1施設が開設されたことから、平成24年度に29人（稼働率100%）を見込みました。

平成26年度後半には1施設開設を見込みました。ただし、開設時期を12月とし、3ヶ月分（7人）として見込みました。

**(オ) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

新たな施設開設の予定はありません。自然増加（+4人）を見込みました。

**(カ) 介護老人保健施設**

平成23年8月に1施設（100床）が開設されました。江南市が保険者となる方を60%と見込みました。（60人）

**③施設・居住系サービス等の整備計画一覧表**

施設種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）		2ユニット （18人）	
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）			1施設 （29人以下）
小規模多機能型居宅介護		1施設	

※小規模多機能型居宅介護は、施設・居住系サービスではありませんが、事業所の整備を予定しておりますので掲載します。

《参考》

日常生活圏域別施設整備状況（平成23年10月現在）

	施設合計	北部圏域	中部圏域	南部圏域
認知症対応型共同生活介護	6施設 定員63人	2施設 うち1施設は 2ユニット	1施設	3施設
特別養護老人ホーム	5施設 定員350人	5施設		
介護老人保健施設	2施設 定員258人	1施設		1施設
特定施設（有料老人ホーム）	2施設 定員64人	1施設	1施設	
小規模多機能型居宅介護	1施設			1施設

### 3 介護予防サービスの必要量の見込

#### (1) 介護予防居宅サービス

介護予防訪問介護などのサービス利用者数は、第4期計画期間の各サービスの利用実績をもとに算出しました。

##### ①介護予防訪問介護

介護予防訪問介護のサービス必要量については、平成24年度においては利用者が206人、平成26年度においては利用者が232人になると見込みました。

表：介護予防訪問介護のサービス必要量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	206	219	232

##### ②介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護のサービス必要量については、第4期の計画期間中、利用者が0人であったことから、利用者が0人と見込みました。

表：介護予防訪問入浴介護のサービス必要量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	0	0	0
必要量（回）	0	0	0

##### ③介護予防訪問看護

介護予防訪問看護のサービス必要量については、平成24年度においては利用者が8人、年利用回数が424回、平成26年度においては利用者が7人、年利用回数が393回になると見込みました。

表：介護予防訪問看護のサービス必要量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	8	8	7
必要量（回）	424	408	393

#### ④介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションのサービス必要量については、平成24年度においては利用者が10人、年利用回数が789回、平成26年度においては利用者が11人、年利用回数が840回になると見込みました。

表：介護予防訪問リハビリテーションのサービス必要量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	10	11	11
必要量（回）	789	814	840

#### ⑤介護予防通所介護

介護予防通所介護のサービス必要量については、平成24年度においては年利用者数が265人、平成26年度においては年利用者数が294人になると見込みました。

表：介護予防通所介護のサービス必要量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	265	280	294

#### ⑥介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーションのサービス必要量については、平成24年度においては年利用者数が68人、平成26年度においては年利用者数が78人になると見込みました。

表：介護予防通所リハビリテーションのサービス必要量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	68	73	78

### ⑦介護予防短期入所サービス

介護予防短期入所サービスのサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 14 人、年利用日数が 1,186 日、平成 26 年度においては利用者が 21 人、年利用日数が 1,768 日になると見込みました。

表：介護予防短期入所サービスの必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	14	17	21
必要量（日）	1,186	1,477	1,768

### ⑧介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 229 人、平成 26 年度においては利用者が 261 人になると見込みました。

表：介護予防福祉用具貸与のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	229	245	261

### ⑨介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 96 人、平成 26 年度においては利用者が 168 人になると見込みました。

表：介護予防居宅療養管理指導のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	96	132	168

#### ⑩介護予防支援

介護予防支援のサービス量については、平成 24 年度においては利用者が 539 人、平成 26 年度においては利用者が 590 人になると見込みました。

表：介護予防支援のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	539	570	590

#### ⑪特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売については、平成 24 年度においては利用件数が 128 件、平成 26 年度においては利用件数が 168 件になると見込みました。

表：特定介護予防福祉用具販売のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数	128	148	168

#### ⑫介護予防住宅改修

介護予防住宅改修については、平成 24 年度においては利用件数が 112 件、平成 26 年度においては利用件数が 144 件になると見込みました。

表：介護予防住宅改修のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数	112	128	144

#### ⑬介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護のサービス必要量については、平成 24 年度においては、利用者が 11 人、平成 26 年度においても利用者が 11 人になると見込みました。

表：介護予防特定施設入居者生活介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	11	11	11

## (2) 地域密着型介護予防サービス

### ①介護予防認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 3 人、年利用回数が 144 回、平成 26 年度においては利用者が 5 人、年利用回数が 240 回になると見込みました。

表：介護予防認知症対応型通所介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	3	4	5
必要量 (回)	144	192	240

### ②介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 6 人、平成 26 年度においては利用者が 12 人になると見込みました。

表：介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	6	9	12

### ③介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 1 人、平成 26 年度においても利用者が 1 人になると見込みました。

表：介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	1	1	1

## 4 介護サービスの必要量の見込

### (1) 介護居宅サービス

介護サービスの必要量については、介護予防居宅サービスの算出方法に準じて、算出しています。

#### ①訪問介護

訪問介護のサービス必要量については、平成24年度においては利用者が384人、年利用回数が62,575回、平成26年度においては利用者が411人、年利用回数が66,879回になると見込みました。

表：訪問介護のサービス必要量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	384	398	411
必要量（回）	62,575	64,727	66,879

#### ②訪問入浴介護

訪問入浴介護のサービス必要量については、平成24年度においては利用者が38人、年利用回数が2,304回、平成26年度においては利用者が40人、年利用回数が2,394回になると見込みました。

表：訪問入浴介護のサービス必要量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	38	39	40
必要量（回）	2,304	2,349	2,394

### ③訪問看護

訪問看護のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 87 人、年利用回数が 5,809 回、平成 26 年度においては利用者が 88 人、年利用回数が 5,910 回になると見込みました。

表：訪問看護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	87	88	88
必要量 (回)	5,809	5,860	5,910

### ④訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションのサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 49 人、年利用回数が 3,558 回、平成 26 年度においては利用者が 52 人、年利用回数が 3,838 回になると見込みました。

表：訪問リハビリテーションのサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	49	51	52
必要量 (回)	3,558	3,698	3,838

### ⑤通所介護

通所介護のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 634 人、年利用回数が 77,796 回、平成 26 年度においては利用者が 652 人、年利用回数が 80,024 回になると見込みました。

表：通所介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	634	643	652
必要量 (回)	77,796	78,910	80,024

#### ⑥通所リハビリテーション

通所リハビリテーションのサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 269 人、年利用回数が 31,891 回、平成 26 年度においては利用者が 284 人、年利用回数が 33,662 回になると見込みました。

表：通所リハビリテーションのサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	269	276	284
必要量（回）	31,891	32,777	33,662

#### ⑦短期入所サービス

短期入所サービスのサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 272 人、年利用日数が 29,793 日、平成 26 年度においては利用者が 288 人、年利用日数が 31,503 日になると見込みました。

表：短期入所のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	272	280	288
必要量（日）	29,793	30,648	31,503

#### ⑧福祉用具貸与

福祉用具貸与のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 718 人、平成 26 年度においては利用者が 778 人になると見込みました。

表：福祉用具貸与のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	718	748	778

### ⑨居宅療養管理指導

居宅療養管理指導のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 1,140 人、平成 26 年度においては利用者が 1,668 人になると見込みました。

表：居宅療養管理指導のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	1,140	1,404	1,668

### ⑩居宅介護支援

居宅介護支援のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 1,327 人、平成 26 年度においては利用者が 1,420 人になると見込みました。

表：居宅介護支援のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	1,327	1,369	1,420

### ⑪特定福祉用具販売

特定福祉用具販売については、平成 24 年度においては利用件数が 256 件、平成 26 年度においては利用件数が 312 件になると見込みました。

表：特定福祉用具販売のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数（件）	256	284	312

## ⑫住宅改修

住宅改修については、平成 24 年度においては利用件数が 216 件、平成 26 年度においては利用件数が 240 件になると見込みました。

表：住宅改修のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数（件）	216	228	240

## ⑬特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 62 人、平成 26 年度においては利用者が 70 人になると見込みました。

表：特定施設入居者生活介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	62	65	70

## （２）地域密着型サービス

### ①夜間対応型訪問介護

近隣でのサービス提供事業所がないことから、平成 24 年度から平成 26 年度までのサービス必要量は見込みません。

表：夜間対応型訪問介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	0	0	0

## ②認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 69 人、年利用回数が 8,319 回、平成 26 年度においては利用者が 74 人、年利用回数が 8,871 回になると見込みました。

表：認知症対応型通所介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	69	71	74
必要量（回）	8,319	8,595	8,871

## ③小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 24 人、平成 26 年度においては利用者が 40 人になると見込みました。

表：小規模多機能型居宅介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	24	32	40

## ④認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 60 人、平成 26 年度においては利用者が 78 人になると見込みました。

表：認知症対応型共同生活介護のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	60	67	78

#### ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス必要量については、平成24年度から平成26年度においては利用者が1人になると見込みました。

表：地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス必要量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	1	1	1

#### ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス必要量については、平成24年度においては利用者が29人、平成26年度においては利用者が36人になると見込みました。

表：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス必要量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	29	29	36

#### ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第5期介護保険事業計画から創設された新たなサービスですが、平成24年度から平成26年度までのサービス必要量は見込みません。

表：定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス必要量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	0	0	0

#### ⑧複合型サービス

第5期介護保険事業計画から創設された新たなサービスですが、平成24年度から平成26年度までのサービス必要量は見込みません。

表：複合型サービスのサービス必要量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	0	0	0

### (3) 施設サービス

#### ①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 282 人、平成 26 年度においては利用者が 290 人になると見込みました。

表：介護老人福祉施設のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	282	286	290

#### ②介護老人保健施設

介護老人保健施設のサービス必要量については、平成 24 年度から平成 26 年度においては利用者が 307 人になると見込みました。

表：介護老人保健施設のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	307	307	307

#### ③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設のサービス必要量については、平成 24 年度においては利用者が 3 人、平成 26 年度においても利用者が 3 人になると見込みました。

表：介護療養型医療施設のサービス必要量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	3	3	3

## 第6章 地域支援事業

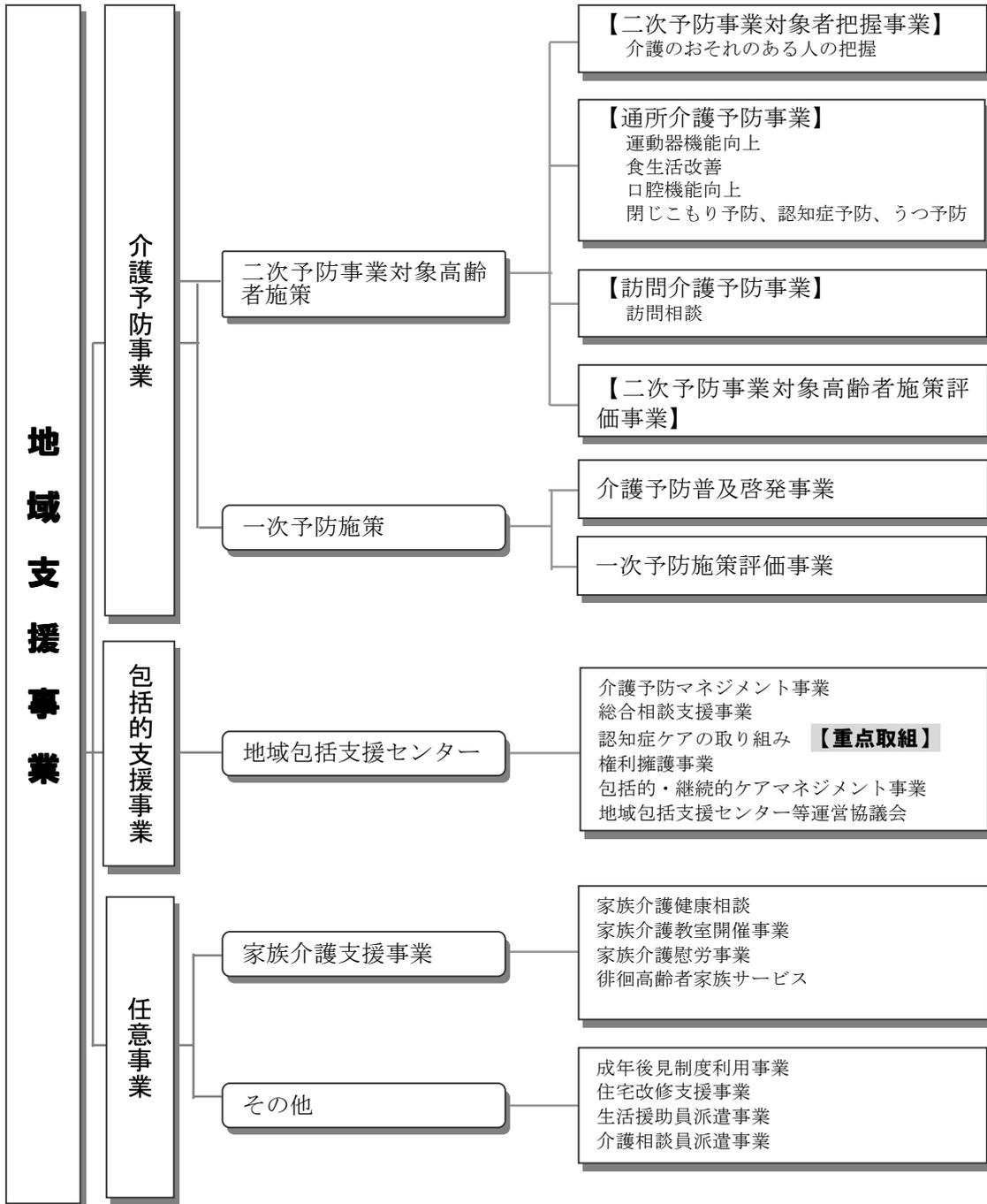
---

## 第6章 地域支援事業

### 1 地域支援事業の実施方針

高齢者や家族に対する総合的な相談、支援及び高齢者の虐待の早期発見や防止を含む権利擁護に関する事業などを行うため地域支援事業が創設されました。要支援、要介護のおそれの高い方に対し、心身の状態の改善のみでなく、生活機能全体の向上を図り健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう事業の実施に取り組みます。また、対象者が介護予防プログラムへ自らが積極的に参加し、介護予防できるよう支援していきます。

介護予防事業や権利擁護に関する事業などを地域において一体的、包括的に担う中核拠点としての地域包括支援センターにおいては、保健師等、社会福祉士及び主任ケアマネジャーが高齢者の方の自立保持ができるよう身体的、精神的、社会的機能向上をめざして、市、医療機関、介護予防事業者等と連携し介護予防を推進していきます。



## 2 介護予防事業

市内に住む、65歳以上の高齢者（要介護（支援）認定者は除く。）に「健康自立度に関するアンケート（基本チェックリスト）」を実施し、要支援、要介護状態になるおそれの高い高齢者（以下「二次予防事業対象者」という。）を選定します。二次予防事業対象者に選定した者に対し、地域包括支援センターが、各種の介護予防サービスの提供につなげていきます。

また、元気な高齢者（以下「一次予防高齢者」という。）には、自主的な介護予防の研修等の支援を行っていきます。二次予防事業対象者、一次予防高齢者に行った介護予防サービスの効果についての評価を行っています。

### （1）二次予防事業対象高齢者施策

要介護（支援）状態になるおそれの高い高齢者の方を対象に、運動器機能の低下を防ぐための運動器機能向上プログラム、食生活改善と口腔機能向上を複合したプログラム（楽口楽食元気教室）を実施していきます。

各教室への参加については、対象者に対して地域包括支援センターが自宅訪問や電話にて、教室内容をわかりやすくPRしながら、勧奨を行います。

また、二次予防事業参加後の運動機能等の向上を評価するとともに、不参加者の不参加理由等を取りまとめ、対象者の個別のニーズに合った、利用し易い介護予防教室の実施に取り組みます。

介護予防には、一次予防高齢者から二次予防事業対象者までの継続的な取り組みが必要となります。そのために、一次予防事業から二次予防事業までのサービスを体系化し、介護予防事業を展開するよう努めます。

#### ①二次予防事業対象者把握事業

##### ■ 介護のおそれのある人の把握

要介護（支援）認定を持たない、65歳以上の方全員に対し、「健康自立度に関するアンケート」を実施し、その結果をもとに二次予防事業対象者の把握に努めます。また、家族や民生委員などの関係者が、要支援、要介護状態になるおそれの高いと考えられる方を把握した場合に、市や地域包括支援センターに速やかに連絡できるよう、連絡・相談先の周知に努め、二次予防事業対象者の把握に関して複数の方法を確保していきます。さらに、「健康自立度に関するアンケート」を、複数年に渡り未返送の方は、二次予防事業対象者となるリスクが高い可能性もあることから、こうした方に対してのアプローチ方法を検討していきます。

## ②通所介護予防事業

### ■ 運動器機能向上

筋力向上を図る必要のある方を対象に、理学療法士や柔道整復師が筋力トレーニング、日常生活訓練を行い、生活の機能向上を支援します。委託事業の実施は、介護予防事業者、接骨院、フィットネスクラブ等で行っていきます。

### ■ 食生活改善

低栄養で改善の必要のある方を対象に、管理栄養士が食事摂取量調査などに基づき指導を行います。事業の実施については、保健センターで口腔機能向上との複合プログラム（楽口楽食元気教室）にて行っていきます。

### ■ 口腔機能向上

口腔機能が低下し、日常生活に支障をきたしている方を対象に、歯科衛生士が義歯の手入れや誤嚥を防ぐ体操、摂取機能等の訓練を行い口腔機能向上を支援していきます。

事業の実施については、保健センターで食生活改善との複合プログラム（楽口楽食元気教室）にて行っていきます。

### ■ 閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防

閉じこもり、認知症、うつ病になるおそれのある方に対しては、外出する機会を確保することが大切となります。

運動器機能向上、食生活改善、口腔機能向上等の各種の事業への参加を積極的に促していきます。

特に、認知症に関しては、一次予防事業と合わせて実施するなど、より参加しやすい事業の展開に向けて取り組みます。

## ③訪問介護予防事業

要支援、要介護のおそれの高い方に対し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が適宜訪問をして指導を行います。また、サービスの指導効果について評価していきます。

### ■ 訪問相談

保健師等が、閉じこもり、認知症、うつ予防のための訪問指導を行います。又、管理栄養士による低栄養改善の訪問指導、歯科衛生士による口腔ケアや誤嚥性肺炎予防等の訪問指導を行っていきます。

#### ④二次予防事業対象高齢者施策評価事業

介護予防事業の参加前後に、基本チェックリスト等一定の基準により、運動器機能、低栄養、口腔機能の改善や、参加者の主観的健康感から介護予防事業参加の達成感や自己効果感が得られたかなどを評価していきます。

これらの評価と、新規要介護認定者数の推移を基に、次年度以降の介護予防事業プログラムの見直しを行います。

## (2) 一次予防施策

二次予防事業の対象とならない高齢者を対象に、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上や認知症予防に関する講演会等の開催、パンフレットなどによるPR、自宅でできる運動方法の紹介等に取り組み、市民の介護予防に関しての意識の向上を図ります。

また、介護予防を継続に行っていただくために、地域で運動することができる場所の提供に努め、だれもが気軽に参加できる運動教室等の開催に向けて取り組みます。

さらに、介護予防に役立つ取り組みをする地域の自主グループや団体を支援し、介護ボランティア等の人材育成やその活動の拠点の整備に向けて取り組みます。

#### ①介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識を普及するために、運動器機能向上、食生活改善、口腔機能向上、認知症予防の講座やパンフレットの配布等を行い、自主的に健康増進し介護予防ができるよう支援を行っていきます。

#### ②一次予防施策評価事業

3年ごとに実施する、介護保険及び高齢者福祉実態調査にて、地域包括支援センターの認知度や介護予防事業に関する内容を聞き取り、介護予防事業に関する啓発度合いを把握していきます。

### 3 包括的支援事業

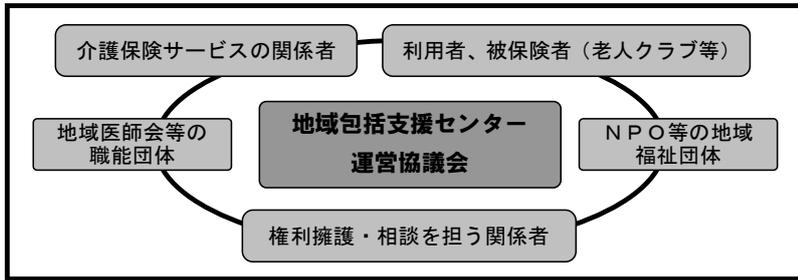
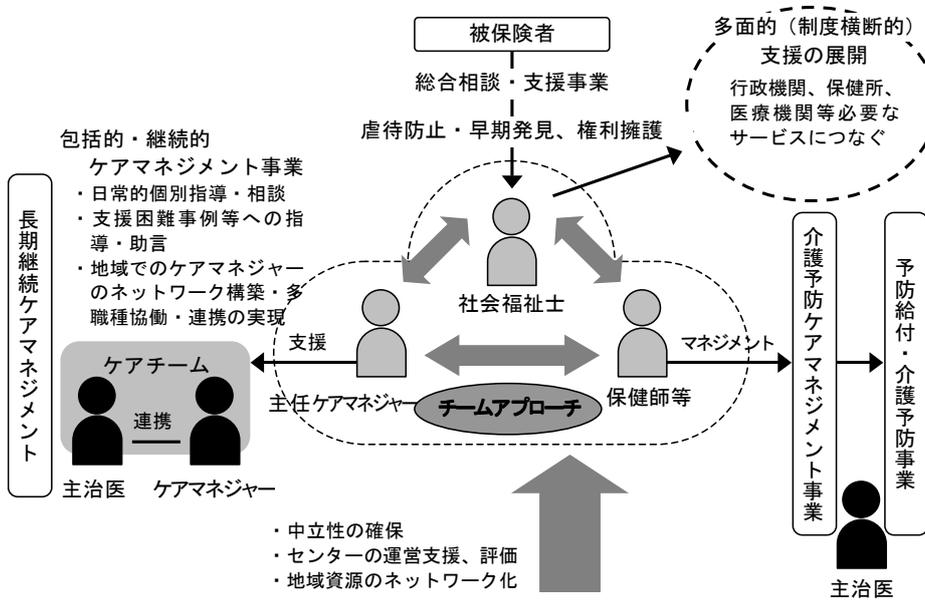
#### (1) 地域包括支援センター

介護予防マネジメントや高齢者家族に対する総合的な相談や支援などを行うための機関として、日常生活圏域ごとに1か所、合計3か所に地域包括支援センターを設置しています。

市として、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケア体制の確立に向け、地域包括支援センターの保健師等による介護予防マネジメント、社会福祉士による総合的な相談、権利擁護事業、主任ケアマネジャーによるケアマネジャーからの問題困難事例等の相談対応等、高齢者の生活の安定、健康増進のための必要な援助、支援が包括的・継続的に行えるよう、実施方針を示し取り組みます。

##### ◎支援の内容

- 相談支援** 高齢者の介護に関する相談窓口です。高齢者が必要な支援を受けられるように関係機関などにつないだり調整を行います。  
権利擁護や高齢者虐待にも対応します。
- 介護予防** 高齢者ができるだけ介護が必要な状態にならず、自立した生活ができるように支援します。
- 包括支援** 介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、ケアマネジャーと一緒に考えるなどの支援を行います。



## (2) 支援事業

地域包括支援センターでの事業内容は、予防給付と介護予防事業のマネジメントや各種相談、高齢者虐待の防止、高齢者の権利擁護、認知症相談などの窓口、地域のネットワークづくりを行っていきます。市、包括支援センター、社会福祉協議会、保健センターによる介護予防担当者会議を開催し、各事業の推進状況の評価、個別事案ごとの検討会を行い、相互に連携しながら支援事業を展開していきます。

### ①介護予防マネジメント事業

要介護（支援）状態とならないよう、身体的・精神的・社会的機能を維持向上するため、保健師等が中心となり、二次予防事業の対象者には、介護予防事業参加へのアプローチを積極的に行っていきます。また、身体状況の確認が必要な方には、医療機関と連携し介護予防プランの作成に努めます。

### ②総合相談支援事業

地域の高齢者を対象に、社会福祉士が中心となり、介護保険サービスの利用だけでなく、地域の資源であるインフォーマルサービスの紹介や医療機関と連携しながら、初期相談に対し、継続的・専門的な相談支援を行っていきます。

### ③認知症ケアの取り組み

#### 【重点取組】

認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で、尊厳のある生活を継続するためには、市民一人ひとりが認知症について正しい知識を持ち、地域で認知症の方や家族を支える手立てを知ることが重要です。

市では、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、介護相談員、ケアマネジャー、介護サービス事業者、保健所等の関係機関が中心となり、地域包括支援ネットワーク会議を開催し、「大丈夫、みんなで支える認知症」をスローガンにして、次の5本柱をたて、事業を実施します。

#### ■ 認知症サポーターの養成

江南市の認知症サポーターは、現在2,846名です。今後も認知症に対しての地域の理解者としてサポーターの養成に努め、平成26年度には3,400名を目標とします。

また、認知症サポーターを地域づくりの重要な戦力として位置づけ、認知症が原因となって起こる、地域での様々な問題に対しての協力者として活動していただけるような取り組みに努めます。

#### ■ キャラバン・メイトの養成

キャラバン・メイトは、現在70名です。今後も引き続き養成に努め、平成26年度には90名を目標とします。

また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの活躍の場を広げ、地域の担い手としての活動を推進します。

#### ■ 認知症の方を介護する家族へのサポート

現在、江南認知症家族会が設立されており、家族同士が交流し、介護するうえでの悩みや相談をお互いが共有できる場として活動しています。今後の家族会の取り組みに対して支援していきます。

### ■ 認知症徘徊者搜索協力体制の充実

たとえ認知症になっても、安心して自宅で暮らせる街づくりを目指して、本人の生命を守り、家族の負担を軽減し、市民に対して認知症に関しての正しい理解を啓発することなどを目的として、認知症徘徊者搜索協力体制の充実を図り、搜索訓練を実施します。

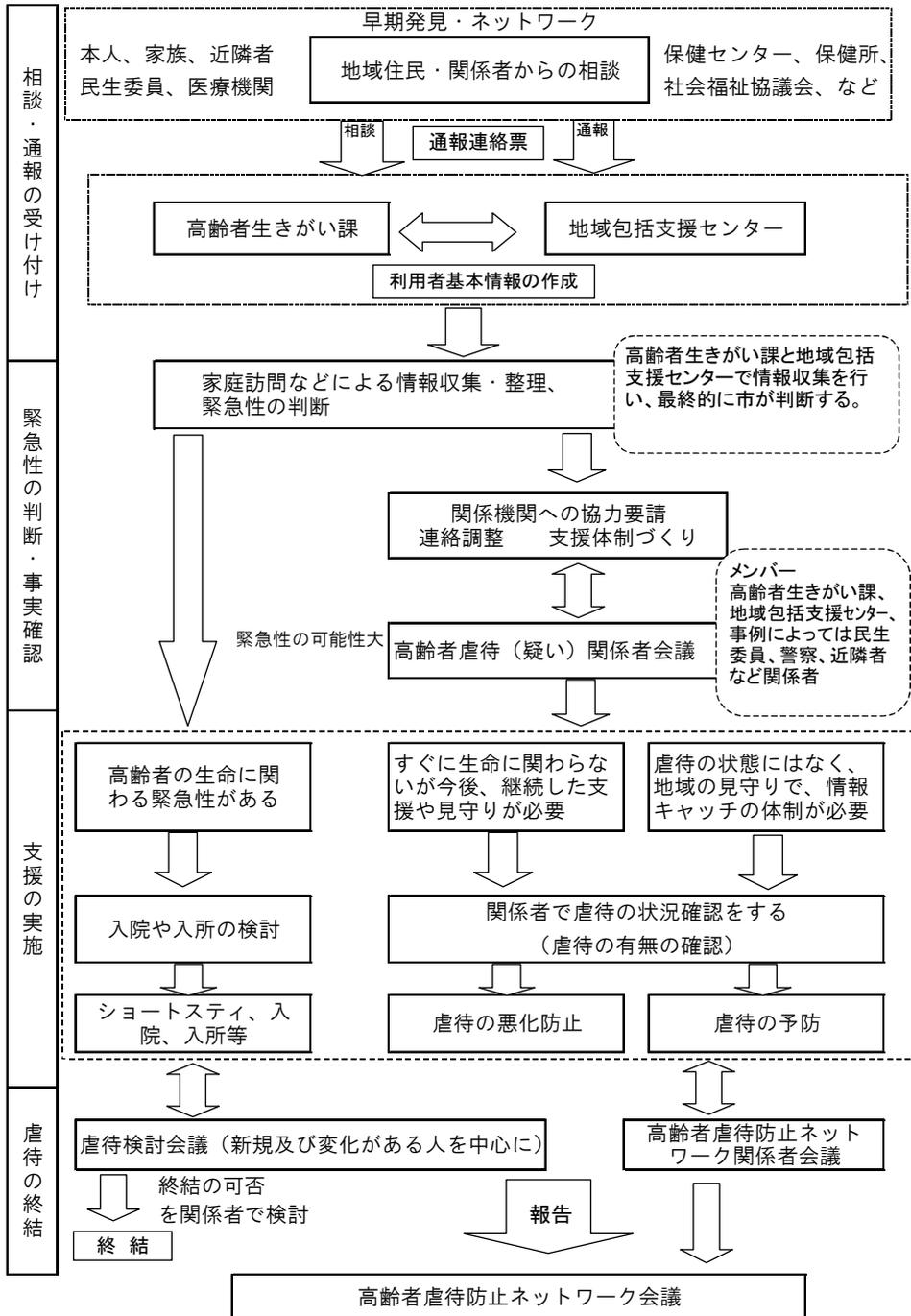
### ■ 認知症に関する相談窓口の周知

現在、認知症に関する相談への対応は、地域包括支援センターが中心となって活動しております。市民が、認知症に関しての悩みや困りごと等を速やかに相談できるよう、地域包括支援センターの業務内容等について一層の周知に努めます。

#### ④権利擁護事業

成年後見制度、悪徳商法などの高齢者の権利擁護の相談窓口となり、また、高齢者虐待（疑い）のある場合は、虐待対応等のガイドラインに沿って、迅速かつ適切な対応が出来るよう関係機関と連携していきます。また、必要に応じて、高齢者虐待防止ネットワーク会議と連携しながら実施していきます。

#### 江南市高齢者虐待防止ネットワーク



#### ⑤包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーからの、電話相談、問題困難事例については、必要に応じて検討会議を開催しており、ケアマネジャーに対して継続的な支援を行います。また、ケアマネジャーの自主的な研修会に参加し、助言等を行っていきます。

### (3) 地域包括支援センター等運営協議会

地域包括支援センターの運営の中立性・公平性を確保するため、地域包括支援センター等運営協議会を設置しています。

運営協議会は、被保険者、介護保険事業者や関係団体で構成し、平成23年度には、設置要綱の一部改正を行い、地域包括ケアの推進についての議論の中心的な会議として位置づけています。

## 4 任意事業

### (1) 家族介護支援事業

介護予防の推進を図るとともに、要介護状態になっても尊厳を保って心豊かな生活が送れるよう、介護する家族の身体的・精神的負担を軽減させる支援を行っていきます。

#### ①家族介護健康相談

介護する家族に対し、健康管理、健康増進に関する生活指導を保健センターや地域包括支援センターで実施し、介護者の精神的負担の軽減に努めます。

#### ②家族介護教室開催事業

介護する家族に対し、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくりなどの知識、技術を学べるように、理学療法士等を講師にした介護教室を開催し、介護者の身体的・精神的負担の軽減に努めます。

#### ③家族介護慰労事業

介護保険の要介護認定を受けた方が一定期間介護保険のサービスを利用しなかった場合、介護している家族の方へ慰労金を支給していきます。

#### ④徘徊高齢者家族サービス

徘徊のある高齢者が行方不明になったとき、少しでも早く発見し安全に保護できるよう、現在位置を特定し、介護者に通報する位置検索システム専用端末機を貸与する支援サービスを実施していきます。利用促進に向け、市民への周知を行います。

## (2) その他事業

#### ①成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行っていきます。又、成年後見センターのある社会福祉協議会と情報共有しながら、制度の周知を図ります。

#### ②住宅改修支援事業

住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の作成費を助成していきます。

#### ③生活援助員派遣事業

高齢者の特性に配慮したケア付の高齢者向け集合住宅（シルバーハウジング）で生活している方に対し、生活援助員が日ごろから高齢者の状況把握を適切に行い、生活指導・相談、緊急時の対応等を支援していきます。

#### ④介護相談員派遣事業

各施設等に介護相談員を派遣し、介護保険サービス利用者の苦情、不満を聞きサービスが適切に行われるよう支援していきます。

## 5 地域包括ケアの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して生活するためには、健康な状態から介護が必要な状態に至るまで、それぞれの身体状態に合わせた切れ目のないサービスが提供されることが必要となります。そのためには、医療、保健、介護、福祉が連携を強化してニーズに沿った支援策に取り組んでいかなければなりません。今後、市、地域包括支援センターを中心として、医療、保健、介護、福祉が連携し高齢者一人ひとりを支えていくケアシステムの構築に取り組みます。

## 第7章 介護保険対象サービスの 見込量確保のための方策

---

## 第7章 介護保険対象サービスの見込量確保のための方策

### 1 居宅サービス見込量の確保策

第4期計画期間のサービス利用実績に基づいて、サービス必要量を見込みましたが、第5期計画期間における居宅サービスは、各サービスとも必要量に応じたサービスが提供されるものと見込んでいます。

### 2 地域密着型サービス見込量の確保策

特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向け、原則市民のみが利用できる地域密着型サービスの新規開設に積極的に取り組みます。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、平成25年度に2ユニット（定員18人）の開設を予定しています。小規模特別養護老人ホームは、平成26年度に1施設（定員29人）の開設を予定しています。また、小規模多機能型居宅介護は、平成25年度に1施設の開設を予定しています。

### 3 施設サービス見込量の確保策

平成22年度の施設サービス利用者は512人で、そのうち介護老人福祉施設は286人、介護老人保健施設は220人です。現在市内には、介護老人福祉施設が5施設あり入所定員は350人、介護老人保健施設は2施設あり入所定員は258人です。

施設の入所待機者の解消に向け、原則市民のみ利用できる、地域密着型サービス施設の開設に取り組みます。

## 4 地域支援事業見込量の確保策

地域支援事業の実施にあたっては、事業の主体が地域包括支援センターとなることから、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員体制が適正に確保できるよう支援していきます。介護予防に関しては、現在実施している保健センターや委託先介護予防事業所など、事業の受け皿の確保に努めます。高齢者やその家族に対する総合的な相談、支援、高齢者の権利擁護は、関係機関との連携や情報交換に努めます。また、一次予防施策を継続的に実施できるよう市の体制整備に努めます。

## 5 サービスを提供する人材の確保

介護保険サービスがスムーズに利用されるには、サービス事業所が適正な職員配置で事業運営を行い、サービスが適正に提供できることが重要です。保険者として、在宅サービスの中で、利用割合が高い訪問介護（ホームヘルパー）の養成に関して、尾北医師会と連携して周知に努めます。また、同様の講座を実施している団体等のリストを作成し、市民からの相談に対応できるよう資料の整備を図ります。介護支援専門員については、介護保険制度のなかで重要な役割であることから、年1回行われる受験案内を市広報にて周知していきます。

## 6 サービス利用を容易にするための方策

### (1) 居宅介護支援事業者と介護サービス事業所間の連携への支援

事業者間の連携組織として発足した、尾北地区介護サービス事業者連絡会の活動を支援するとともに、介護サービス計画作成において、介護保険と保健・医療・福祉の総合的な情報交換ができるよう、事業者間及び地域包括支援センター等の関係機関との連携を支援していきます。現在、本市においては、市内で活動しているケアマネジャーの方々でつくる「江南ケアマネくらぶ」が活動していますが、今後も居宅介護支援事業者とサービス提供事業者との連携など、事業者間の連携強化に向け情報提供などの支援に努め、利用者にとって利用し易い体制の整備に取り組みます。

### (2) 医師、歯科医師、薬剤師との連携

介護が必要になったり、医療の必要性が高くなっても、住み慣れた地域での生活を続けるためには、医師、歯科医師、薬剤師との連携は重要となります。

#### ■入退院の際の、医療機関と介護保険事業所との情報共有

入退院時に、スムーズに医療保険または介護保険のサービスが提供されるためには、医療機関と介護保険事業者との連携が重要となります。

退院後の介護保険サービスが迅速に利用できるよう、入院していた病院やかかりつけ医とケアマネジャーが、治療方針や介護方針等に関する情報共有について、連携できる体制の整備を図ります。

#### ■各関係機関による医療系サービスと介護保険外サービスの利用促進

自宅で安心した生活を送るためには、介護、医療、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアの一層の充実が重要となります。

医療必要度が高い方が利用される医療保険による訪問診療、訪問看護、あるいは通院が困難な方に対しての歯科医による訪問歯科診療、介護保険による訪問看護等の医療系サービス、生活支援等の介護保険外サービスが総合的に提供される仕組みが必要となります。

市として、これらの各サービスの利用促進に向け、関係機関と調整しながら連携を図ります。また、第5期から制度化される定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについては、サービス必要量は見込んでおりませんが、ニーズの把握に努め今後の導入を検討します。

### (3) 介護サービス事業者情報の提供と相談体制の整備

介護保険サービスの利用にあたっては、サービスの種類、内容やサービス利用までの手続き、利用者負担などに関する各種制度について情報提供や相談体制を充実していく必要があります。市内で運営するサービス事業所一覧やサービス利用までの流れを掲載したチラシ等について、利用者が知りたい情報を吟味しながら内容の充実を図ります。また、相談窓口については、地域包括支援センターと連携を図るとともに、居宅介護支援事業者や医療機関など、多様な窓口においても十分な相談対応、情報提供ができるよう、関係機関に協力を要請していきます。サービス利用等における苦情については、サービスを受ける側の権利擁護の観点からも迅速かつ適切な対応が必要です。そのため、身近な窓口である市の担当者の対応能力の向上を図るとともに、愛知県や国民健康保険団体連合会などと連携して、苦情に対する総合的な相談、処理体制づくりを進めます。さらに、ひとり暮らしや障害がある方などで、自由に相談機関や情報にふれる機会に乏しい方に対しては、民生委員などと連携し、十分な対応を図るよう努めるとともに、判断能力が十分でない方で制度に関する手続き等において、家族による代理や援助が期待できない場合については、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を図ります。

### (4) 広報の充実

介護保険制度をわかり易くまとめたガイドブックを作成し、65歳以上の方全員に配布します。また、市役所内における、パンフレットや掲示物をより親しみを持っていただけるような内容にするよう、市民のニーズを把握しながら工夫に努めます。

### (5) 低所得者への介護保険サービス利用料の軽減

訪問介護を利用される方で一定の要件に該当する方について、サービス利用の促進という観点から、引き続き利用者負担の軽減を図ります。また、社会福祉法人が提供する訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設などのサービスを利用する場合、一定の要件に該当する方については、利用者負担の4分の1を軽減します。

## 7 介護保険事業の適正化への取り組み

### (1) 要介護認定の適正化

要介護認定は、公平・公正に行われることが介護保険制度の信頼性の向上に繋がります。その為、新規申請者、区分変更申請者の認定調査は、遠隔地を除き市職員で調査し、更新申請者に対しても、市職員による認定調査実施率を高めるよう努めていきます。また、今後も介護認定審査会委員や認定調査員の研修を充実するよう取り組みます。

### (2) 介護サービスの質の確保

市では、介護サービスの利用者が適切なサービスを受けられるように、介護サービス事業者に対して、運営基準等の遵守やサービスの安全性の確認等を愛知県と連携を図りながら指導していきます。また、地域密着型サービス事業者に対しては、実地指導を行う回数を増やしていくよう取り組みます。

### (3) 適正な介護サービスの提供

介護サービスの利用に関しては、利用者の状態像に合わせた過不足のないケアプランの作成が、利用者の生活を長く支えることに繋がります。同時に、介護保険制度全体の信頼度を向上させ、介護保険料の上昇を抑制することにも繋がります。市では愛知県介護給付適正化計画により、ケアプランチェック、介護給付費の通知、住宅改修実態調査、医療情報との突合・縦覧点検を優先的に取り組みます。

## 8 地域密着型サービスの適正運営

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、地域包括支援センター等運営協議会を設置しています。

運営協議会は、地域密着型サービスの指定などについて、意見を述べるほか、地域密着型サービスの質の確保、運営評価などを行います。

## 第8章 介護保険事業費の見込

---

# 第8章 介護保険事業費の見込

## 1 サービス給付費の見込額

介護（介護予防）サービス給付費の見込額は下記のとおりとなります。

表：介護予防サービス給付費の見込額

単位：円

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス			
①介護予防訪問介護	53,360,493	56,582,448	59,804,404
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0
③介護予防訪問看護	3,418,091	3,293,410	3,168,729
④介護予防訪問リハビリテーション	4,525,510	4,672,881	4,820,252
⑤介護予防居宅療養管理指導	784,242	1,084,590	1,384,938
⑥介護予防通所介護	106,126,745	112,124,477	118,122,207
⑦介護予防通所リハビリテーション	29,251,238	31,327,657	33,404,076
⑧介護予防短期入所生活介護	7,260,969	9,031,843	10,802,717
⑨介護予防短期療養介護	0	0	0
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	10,239,420	10,239,420	10,239,420
⑪介護予防福祉用具貸与	17,785,274	18,991,004	20,196,734
⑫特定介護予防福祉用具販売	2,941,923	3,412,866	3,883,809
(2) 地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護	1,161,846	1,549,128	1,936,410
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4,420,974	6,566,089	8,711,204
③介護予防認知症対応型共同生活介護	3,029,155	3,228,448	3,395,780
(3) 住宅改修	13,094,581	14,965,235	16,835,890
(4) 介護予防支援	28,994,187	32,607,967	36,221,746
予防給付費計(小計)	286,394,648	309,677,463	332,928,316

表：介護サービス給付費の見込額

単位：円

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス			
①訪問介護	297,785,801	308,615,785	319,445,769
②訪問入浴介護	27,081,297	27,606,958	28,132,619
③訪問看護	42,284,979	42,625,148	42,965,316
④訪問リハビリテーション	20,566,048	21,347,527	22,129,007
⑤居宅療養管理指導	6,702,544	8,183,816	9,665,087
⑥通所介護	622,019,569	631,044,003	640,068,434
⑦通所リハビリテーション	284,420,188	292,125,603	299,831,019
⑧短期入所生活介護	239,855,178	245,606,955	251,358,732
⑨短期療養介護	5,558,359	7,494,299	9,430,239
⑩特定施設入居者生活介護	147,466,641	157,128,033	167,636,233
⑪福祉用具貸与	119,849,749	125,114,288	130,378,828
⑫特定福祉用具販売	7,919,059	8,810,211	9,701,362
(2) 地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③認知症対応型通所介護	86,324,316	89,281,582	92,238,849
④小規模多機能型居宅介護	49,337,832	65,111,775	80,885,719
⑤複合型サービス	0	0	0
⑥認知症対応型共同生活介護	174,909,643	194,070,851	225,625,465
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	2,093,804	2,233,449	2,341,505
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	87,076,179	87,076,179	107,986,286
(3) 住宅改修	22,362,562	23,478,828	24,833,138
(4) 居宅介護支援	210,054,270	216,532,442	224,604,017
(5) 介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設	847,795,854	859,287,293	871,992,552
②介護老人保健施設	970,070,687	970,070,687	970,070,687
③介護療養型医療施設	10,866,591	10,866,591	10,866,591
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	0	0	0
介護給付費計（小計）	4,282,401,150	4,393,712,303	4,542,187,454

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総給付費	4,568,795,798	4,703,389,766	4,875,115,770
	合計		
	14,147,301,334		

表：介護サービス費用額の見込

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
総給付費	4,568,795,798	4,703,389,766	4,875,115,770	14,147,301,334
特定入所者介護サービス費等 給付額	232,247,709	257,487,568	270,350,620	760,085,897
高額介護サービス費等給付額	77,002,972	80,854,000	84,897,050	242,754,022
高額医療合算介護サービス費 等給付額	13,499,000	14,089,000	14,507,680	42,095,680
審査支払手数料	5,150,774	5,408,260	5,678,642	16,237,676
標準給付費見込額計	4,896,696,253	5,061,228,594	5,250,549,762	15,208,474,609
地域支援事業費	125,650,000	132,005,000	138,226,000	395,881,000
合計	5,022,346,253	5,193,233,594	5,388,775,762	15,604,355,609

※現在の費用額見込みについては、介護報酬改定は見込んでいません。

## 2 地域支援事業費の見込額

地域支援事業は、介護予防に関する事業の実施状況や、包括的支援事業及び任意事業の運営状況を踏まえて、政令で定められた上限額の範囲内で実施します。

地域支援事業費は、保険給付費見込額に対して、平成 24 年度には 2.6%、平成 25 年度には 2.6%、平成 26 年度には 2.6%を見込みます。

表：地域支援事業費の見込額

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業	金額 (円)	125,650,000	132,005,000	138,226,000
	保険給付費見込額に 対する割合 (%)	2.6	2.6	2.6
介護予防事業	金額 (円)	55,263,000	60,554,000	65,637,000
	保険給付費見込額に 対する割合 (%)	1.1	1.2	1.3
包括的支援事業及 び任意事業	金額 (円)	70,387,000	71,451,000	72,589,000
	保険給付費見込額に 対する割合 (%)	1.4	1.4	1.4

※割合 (%) は、少数点以下第 2 位を四捨五入しています。

### 3 介護保険の財政

#### (1) 保険給付費 .....

保険給付費の半分は国、県、市で負担し、残りの半分以上を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

第1号被保険者の保険料(21.0%) 第2号被保険者の保険料(29.0%)  
国負担金(20.0%) 県負担金(12.5%) 市負担金[一般会計繰入金](12.5%) 調整交付金(5.0%)

なお、施設サービス給付費等に対する国、県の負担金は、国負担金(15.0%)、県負担金(17.5%)です。

#### (2) 地域支援事業費 .....

介護予防事業は、半分以上を国、県、市で負担し、残りの半分以上を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

包括的支援事業・任意事業は、79%を国、県、市で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

※介護予防事業とは、二次予防事業対象高齢者施策、一次予防施策となります。

※包括的支援事業・任意事業とは、地域包括支援センター業務、家族介護支援事業等となります。  
(事業の詳細は、「第6章地域支援事業」をご参照ください。)

## 4 第1号被保険者の保険料

### (1) 保険料基準月額 .....

「1 サービス給付費の見込額」と「2 地域支援事業費の見込額」を基に第1号被保険者の保険料基準月額を 4,122円と算出しました。

各年度の所得段階別の割合は、次のとおりです。

表：保険料の所得段階別割合（基準額に対する割合）

所得段階	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階	0.50	0.50	0.50
第2段階	0.50	0.50	0.50
第3段階			
合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.65	0.65	0.65
それ以外の方	0.75	0.75	0.75
第4段階			
合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.83	0.83	0.83
それ以外の方	1.00	1.00	1.00
第5段階	1.16	1.16	1.16
第6段階	1.25	1.25	1.25
第7段階	1.50	1.50	1.50
第8段階	1.75	1.75	1.75
第9段階	1.80	1.80	1.80

所得段階別の対象者は、次のとおりです。

表：所得段階別対象者

所得段階	対 象
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税を課税されていない世帯に属し、老齢福祉年金を受けている方</li> <li>・ 生活保護を受けている方</li> </ul>
第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方</li> </ul>
第 3 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税を課税されていない世帯に属し、第 2 段階以外の方 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方 それ以外の方</li> </ul>
第 4 段階 (基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 それ以外の方</li> </ul>
第 5 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が 125 万円未満の方</li> </ul>
第 6 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方</li> </ul>
第 7 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の方</li> </ul>
第 8 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の方</li> </ul>
第 9 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が 500 万円以上の方</li> </ul>

## (2) 保険料の納め方

特別徴収は、年 6 回の年金支払い月に天引きします。

普通徴収の納期は、条例で定めることになっており、本市においては 10 期とします。

## (3) 保険料の減免

所得の低い方の保険料負担を軽減するため、一定の方を対象に保険料の減免を実施していきます。

## 第9章 保健・福祉事業の推進

---

## 第9章 保健・福祉事業の推進

### 1 保健・福祉事業の実施方針

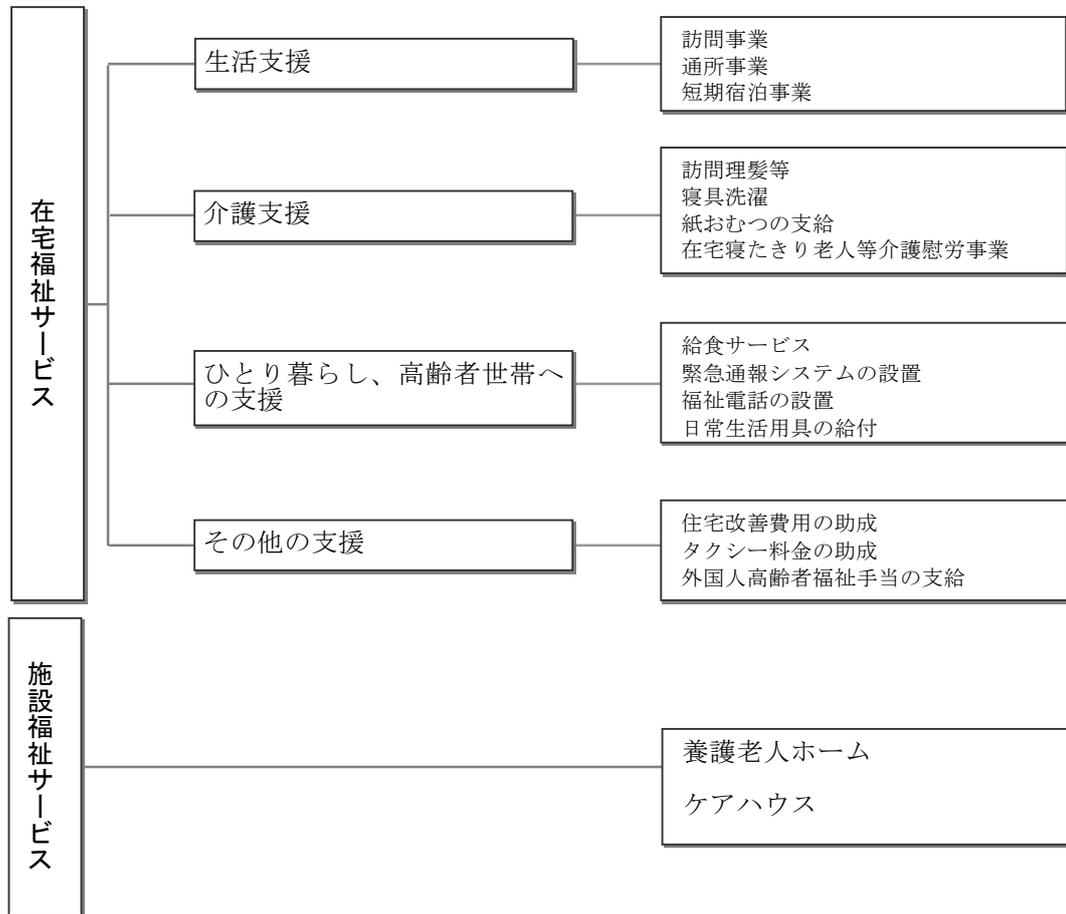
福祉サービスは、要介護認定において自立(非該当)と判定された方など介護保険対象外の方で、日常生活を営むのに何らかの支障がある方、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯の支援のための事業を実施していきます。

また、要介護認定を受けた方に対しても、介護を受けて生活していくうえでの家族介護事業などの支援事業を実施していきます。

また、65歳以上の高齢者の方に対する保健サービスとの連携は、「健康日本21 こうなん計画」に基づき、健康診査等で、生活習慣病等の早期発見や生活機能評価事業との兼ね合いのなかで、指導の必要な方には生活改善の助言を行い介護予防に努めていきます。

二次予防事業対象高齢者には、介護予防サービスの利用を促していきます。

図 福祉サービス事業の体系



## 2 福祉サービス

### (1) 在宅福祉サービス .....

#### ①生活支援事業

在宅福祉サービスのうち、日常生活に支援が必要な高齢者を対象に、ホームヘルパーの派遣、デイサービス、ショートステイのサービスを提供していきます。サービスの提供にあたっては、利用者の方に費用の一部を負担していただきます。また、要介護（支援）認定をお持ちの方は、介護保険サービスとの併用はできません。

#### ■ 生活支援訪問事業

生活支援訪問事業は、日常生活に支援が必要な高齢者がみえる世帯やひとり暮らしで毎日の家事にお困りの高齢者の方を対象にホームヘルパーを派遣し、食事、洗濯、掃除、買い物等の生活支援を行っていきます。

#### ■ 生活支援通所事業

生活支援通所事業は、体が弱く家に閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、週1回程度通所によって食事や入浴のお世話、健康チェックなどのサービスを提供していきます。利用促進に向けて、情報の提供に努めます。

#### ■ 生活支援短期宿泊事業

生活支援短期宿泊事業は、日常生活に不安のある高齢者の方を対象に、日ごろお世話している家族の方が病気、出産、事故や冠婚葬祭などでお世話が困難になったときに一時的に入所していただき、生活習慣の指導や支援を行っていきます。

#### ②その他の在宅福祉サービス

#### ■ 介護を必要とする方（要介護3～5）へのサービス

介護保険サービスの利用と併せ、要介護状態になっても尊厳を保って心豊かな生活が送れるよう、訪問理髪、寝具洗濯、紙おむつ券の支給を実施していきます。また、要介護3以上の方を毎日介護している介護者に対して、在宅寝たきり老人等介護慰労事業を実施していきます。これらのサービスを市民に周知するとともに、サービス利用に際しての課題や市民ニーズの把握に努め、より利用し易いサービス提供を行います。

## ■ ひとり暮らし、高齢者世帯の方へのサービス

ひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方は、毎日の生活に何かと不安を抱え、家事などにおいても不自由を感じておられる方が多くみえます。

日ごろからの見守り支援が、このような方々の不安を取り除き、毎日安心して暮らせることに繋がります。

現在実施している、給食サービス、緊急通報システムの設置、福祉電話の設置、日常生活用具の給付については、ニーズに合ったサービスの提供に努めます。

また、給食サービスは、配食時に安否確認する手段として活用し、ひとり暮らしの方等の状況把握に努めていきます。さらに、平成 22 年度に、ひとり暮らしなどの方に配布した「安心キット」を今後も希望者に対して配布していきます。

毎日の生活での困りごとや、生活不安への軽減に向けて、関係機関と協働しながら、新たな生活支援の方策を検討し、日常的に見守るシステムの構築に向けて取り組みます。

## ■ その他のサービス

高齢者の日常生活を容易にするため、住宅改善費用の助成やタクシー料金の一部を助成していきます。

また、国民年金に加入できなかった外国人高齢者の方に手当を支給していきます。

## (2) 施設福祉サービス

### ① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、社会福祉法人サンライフへ移譲したジョイフルむつみ（定員 50 名）があります。環境上や経済的な理由により家庭での生活が困難な方が入所し自立した生活ができるよう支援していく施設であり、措置入所に関しては、今後も情報共有に努め連携していきます。

### ② ケアハウス

市内には 2 施設のケアハウスがあり、定員は 50 人と 70 人です。

ケアハウスは、家庭環境や住宅事情などの理由により、家庭で生活することが困難な方が入所する施設で、介護が必要になった場合は、訪問介護などの介護サービスが受けられます。入所相談などに際しては、現状把握に努め、情報提供をしていきます。

### 3 保健事業

保健事業については、生活習慣の改善による生活習慣病の予防や健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的とした「健康日本21こうなん計画」に基づき行っていきます。

高齢者が健康づくりに関心を持って取り組めるよう、高齢者の心身に関することや口腔機能に関する保健指導を、介護予防の視点をふまえて、医療機関や各関係機関と連携しながら実施していきます。

また、生活習慣病の予防や早期発見、悪化予防を図るためには、関係各課と連携しながら健康診査を実施していきます。

### 4 サービス利用を容易にするための方策

#### (1) サービスを提供する人材の確保

介護認定を受けていない方に対しては、地域支援事業、福祉サービスのほか地域の団体によるインフォーマルサービスも必要であり、市内においても会員制で在宅支援サービスの提供を行う団体が活動しています。

今後、市民の地域福祉などへの関心が一層高まることが予想されることから、社会福祉協議会が取り組む、ボランティア活動の推進事業や生涯学習活動と連携しながら保健、福祉に関する学習の機会を増やすとともに、教室などへの参加者が地域の保健、福祉の担い手として活動できるような体制づくりに努めます。また、ボランティア団体、NPO法人、地域の自主的な市民組織の活動に対する支援をしていきます。

※インフォーマルサービスとは、家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的なサービスのことをいいます。

## (2) サービス情報の提供と相談体制の充実

シルバーガイドブック、広報こうなん、ホームページを活用する等、サービスの種類、利用者負担に関する内容、サービス利用に際しての相談窓口等の情報の発信に努めていきます。また、社会福祉協議会やシルバー人材センター等とも連携して、これらの団体の機関紙を活用するなど情報の発信元を幅広くするよう努めていきます。また、相談に対しては、市担当者や地域包括支援センターにおいて、きめ細かい対応ができるよう努めていきます。

## (3) 市民組織等との協働

福祉サービスを利用しやすくするためには、市民組織との連携により、高齢者に対して必要な情報を発信したり、各種活動への参画を促していくことが重要です。民生委員、老人クラブ、区・町内会、社会福祉協議会ボランティアセンターなどと共に、介護保険制度や福祉サービスの周知を図り、これらの方々が地域における良き相談者として地域と行政とをつなぐ活動がしてもらえるよう、情報の共有などの連携に努めます。また、閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者など、福祉サービスの利用に関して情報を持たない人も気軽にサービスを利用できるよう、隣人や市民組織が自発的に手を差しのべるあたたかい地域づくりに向け、インフォーマルサービスの担い手となる介護ボランティア等の人材育成に向けた取り組みを図り、市民意識の醸成に努めます。

さらには、高齢であっても福祉を支える立場で地域社会に参加できるような場づくりに努めます。

## 5 保健、医療、福祉の連携

### (1) 医師、歯科医師、薬剤師との連携

高齢者が健康を維持し、安心して暮らしていくためには、身近にある医療機関への受診時や薬剤師による助言・指導がとても重要となります。

市として、高齢者が福祉サービスを迅速に利用できるよう、これらの関係機関に対して必要な情報の提供に努めます。

### (2) 保健所との連携

保健所では、精神保健福祉対策、難病対策、感染症予防などに関する事業を行っています。これらの事業と相互補完し合いながら、より幅の広い保健福祉施策を展開することが重要です。

在宅で療養中の高齢者及びその家族への健康支援について、事例検討会議等を通じて、個々の状況に応じた支援ができるように、連携の強化に努めていきます。

### (3) 社会福祉協議会

高齢者の多様なサービスに対応するためには、社会福祉協議会において市民に対する直接的サービスを積極的に取り組むとともに、ボランティア団体等との連携強化を図り、日常的な生活支援を推進していく必要があります。社会福祉協議会が中心となって作成した「江南市地域福祉活動計画」の事業内容との整合性を図り、市民の高齢者福祉に対する福祉意識の高揚を推進するため、「ふれあい・いきいきサロン事業」などの高齢者の社会参加や自立支援に結び付く事業を支援します。また、高齢者の権利擁護を図るため、社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」「江南市成年後見センター」の利用促進についても一体となって取り組みます。ひとり暮らしや高齢世帯の方、或いは認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域基盤の拠点づくり、人材育成、生活支援サービスの開発等を関係機関と協働しながら検討し、地域密着型の地域ケアシステムの確立を進めていきます。

#### (4) 民間サービス事業者

本市は保険者としてサービス量の確保を図り、サービスの質的向上のための指導を行うとともに、保健、福祉サービスの実施主体としても、民間サービス事業者と連携し、サービス量の確保及びサービスの質の維持を図ります。

また、市が保健、福祉サービスを民間サービス事業者に委託して実施していく場合などについては、利用者などの情報を民間サービス事業者に提供していくことが必要になることもあることから、個人情報保護に十分留意しつつ連携を図っていきます。

#### (5) 福祉ボランティア団体、市民組織、区・町内会

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体など、地域のボランティア団体で高齢者に対する福祉活動を行う団体や保健センターを中心に活動する健康づくりグループについて、積極的な支援を図っていきます。また、市民が自主的な活動として行う福祉活動や、区・町内会が地域において行う福祉活動について支援に努めるとともに、男性の参加や男女が共同して高齢者介護に参画するよう支援していきます。さらに、市民組織、地元自治会、民間事業者に対し、認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけ、地域の見守りに関する意識の醸成に向けた取り組みを行います。

#### (6) 老人クラブ

地域ごとに活動する老人クラブに対して、福祉サービスについて市から情報を発信し、サービスの一層の周知を図っていきます。現在、老人クラブが行っている会員のねたきりの方に対する友愛訪問については、今後も継続されるよう、また自主的な福祉活動が拡大していくよう支援していきます。

#### (7) 民生委員

地域福祉の中心的役割を担う民生委員とは、いきいきライフカード等を用いて、ひとり暮らし高齢者の状況把握や、福祉サービスに対するのニーズ等に関する情報の共有に努め、地域の福祉力の向上に努めます。また、近年民生委員の業務が多岐に渡り、求められる役割が増えているため、民生委員の活動に対して積極的に支援します。

## 第 10 章 高齢者の生きがいづくりの 推進

---

# 第10章 高齢者の生きがいづくりの推進

## 1 生きがい対策事業の推進

### (1) 老人クラブ

#### 【現状】

本市では、全市的に地域単位で老人クラブが結成されており、平成23年4月1日現在では81クラブ、会員5,518人となっています。老人クラブは、概ね60歳以上の方が加入することができますが、現状では加入率が18%程度となっています。

老人クラブ活動では、友愛活動、環境美化活動、高齢者相互支援、啓発事業などに対して、愛知県老人クラブ連合会からの助成があるほか、市からも助成金を出して活動を支援しています。

#### 【今後の方針】

老人クラブは、スポーツ活動や文化活動を通じて、高齢者の外出機会をつくり、他人との交流の場となっております。又、芸能活動などそれぞれの趣味を楽しむ場ともなっております。周囲との接触が少なくなることで増大する孤独感や不安感を解消し、新しい生きがいづくりができるよう、又、老人クラブが、魅力ある組織として自主的に運営できるよう支援に努めます。

#### ①老人クラブの加入促進

老人クラブの活動内容等を紹介した一覧表など、高齢者に対してPRできる資料の整備を図ります。また、新規クラブ立ち上げに際しての相談・助言を積極的に行います。

#### ②老人クラブへの支援の充実

生きがいの探究や社会奉仕など、地域に寄与する活動を展開し、魅力ある組織として発展するよう、老人クラブが主催する各イベント等を支援し、老人クラブとの連携を図ります。また、老人クラブが自主運営できるように支援していきます。

## (2) 高齢者教室

### 【現状】

本市では、高齢者の学習意欲を高め、健康で生きがいのある生活ができるよう、高齢者教室を毎年開催しています。

平成 22 年度には、地域ごとに5つの教室で延べ 55 回開催し、延べ 8,910 人の参加がありました。

教室の開催にあたっては、高齢者の興味や関心を持続させるよう、講話のほか、実技や見学、鑑賞など幅広い学習内容で開催するよう努めています。また、運営に関しては、企画立案から運営までのかなりの部分が自主的に行われています。

### 【今後の方針】

「健康づくり、生きがいづくり、仲間づくり」をテーマとして、さらに多くの方が参加できるように、時代に応じた学習内容を設定しながら、高齢者の学習意欲を高め、健康で生きがいのある生活ができるよう努めます。又、各教室の自主運営の推進に努めます。

#### ①学習内容の充実

余暇を有意義に過ごし、より多くの方に興味を持っていただくように学習内容を時代の変化に対応したテーマに設定するなど、幅広い分野に興味や関心を持ち、自ら学ぶ喜びを感じることができるよう、内容の充実を図ります。

#### ②高齢者による自主的運営の推進

企画立案から運営まで、高齢者の手による教室づくりを一層推進し、生涯学習活動との連携を図りつつ、高齢者の多様な能力を教室の運営に生かします。

#### ③高齢者の社会活動の促進

高齢者教室への参加とともに、高齢者の豊富な経験を生かし、その知識、技術を発揮できるように、講座指導者としても、その活用を促進します。

### (3) 高齢者のスポーツ活動

---

#### 【現状】

高齢者が心豊かで健康な生活を送るには、身体を動かすことは不可欠であり、そのために、高齢者の年齢、体力に応じて気軽に参加できる軽スポーツの普及を図る必要があります。

江南市では各小学校区にスポーツ推進委員を配置し、地域のこどもからお年寄りまで幅広い年代の方が交流を深めながらスポーツに親しむことができるよう、地域の自主的なスポーツ活動を企画・運営しています。また、誰もが気軽に参加でき、体験できる軽スポーツを楽しむ機会の拡大を図り、高齢者のスポーツ推進活動に取り組んでいます。

#### 【今後の方針】

高齢者一人ひとりが、体力や健康状態に合わせて楽しみながらできる軽スポーツの普及と参加の機会づくりに努めます。

#### ①身近なスポーツ活動の場の確保

スポーツ活動をより身近なものとするために、市立小中学校の体育施設やグラウンドなどを開放しています。今後も地域の学校体育施設の利用促進を図るとともに、身近でスポーツのできる場所の確保に努めます。

#### ②高齢者が参加できる機会づくり

年齢、体力に応じて気軽に参加でき、高齢者が容易に参加できるスポーツ環境づくりを図るための指導者の養成を行うとともに、ゲートボール、グラウンド・ゴルフのほか、パークゴルフ、ディスクゴルフなどのスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。また、高齢者が家族や地域住民とふれあいながら軽スポーツが楽しめるよう、地域に根ざしたスポーツ活動を推進していきます。

## (4) 生きがい対策推進事業の充実

### 【現状】

老人クラブが行う学習活動、小学校の総合学習への参加、高齢者スポーツ大会などの各種活動に対し、生きがい対策推進事業として支援を行っています。高齢者スポーツ大会においては、老人クラブ員はもとより保育園児や幼稚園児の参加を得て交流を図っています。また、多年にわたり社会に貢献された高齢者の方の長寿をお祝いするため、敬老会や結婚50年のお祝い式、さらには100歳を迎えられた方への百寿章の贈呈を行っています。

### 【今後の方針】

高齢者がもつ技術や生活文化など、世代間の交流を通じて若い世代に伝承して、高齢者が喜びと生きがいを感じる事が出来るよう事業の推進を積極的に支援します。

#### ①交流活動の促進

小学校の総合学習への参加を通じて児童生徒と交流するなど、世代間交流の支援に努めます。

#### ②高齢者の経験を生かせる事業の推進

高齢者がもつ豊かな生活経験や伝承文化、暮らしの技術などを後世に伝えて行けるような事業の支援に努めます。

#### ③老人クラブ活動の参加推進

市が行う事業のなかで、老人クラブが参加できる場を拡大し、活動の活発化を自主的にできるよう支援します。

## (5) 高齢者の活動、憩いの場の確保

### 【現状】

老人福祉センターや布袋ふれあい会館は、生きがい活動の場として利用されているとともに、入浴施設やカラオケの利用等、高齢者の憩い、交流の場としても利用されています。また、社会福祉協議会が勧める「高齢者ふれあい・いきいきサロン」は、現在市内 10 か所にて活動されており、高齢者の憩いの場となっているほか、市や地域包括支援センターが行う、一次予防施策の場ともなっております。養護老人ホーム「ジョイフルむつみ」では、納涼祭りや運動会など地域と福祉施設の合同行事やゲートボールに施設内の広場を開放するなど、地域との交流を図っています。

公園や緑地については、市民の身近な憩い、レクリエーションの場として計画的に整備しています。

また、農業や自然とのふれあいの場としての市民菜園については、現在 36 か所、981 区画が整備され、年々増加傾向であり、これらは高齢者の健康や生きがいづくりの場としても活用されています。

### 【今後の方針】

地域の施設を有効活用するなど、身近な場所に高齢者の憩いの場を確保し、その利用の促進に努めます。高齢者も利用し易い公園、緑地は計画的に整備します。

#### ① 高齢者の活動、憩いの場の利用促進

高齢者の活動の場、憩いの場としての老人福祉センターや布袋ふれあい会館については、関係機関と調整を図り、利用者にとってより利用し易い施設となるよう努めます。

#### ② 地域施設の有効活用

各地域における身近な高齢者の活動の場、交流の場を確保するため、社会福祉協議会と協働して、サロン活動に対して積極的に支援します。

#### ③ 福祉施設と周辺地域との交流促進

福祉施設が地域のなかの施設として運営できるよう、諸行事や広場を開放するなど、地域との一層の交流に努めます。

#### ④公園、緑地などの整備

市民にとっての身近な憩いやレクリエーションの場として、公園、緑地などを計画的に整備します。

## 2 就労対策の推進

### (1) 再就職と雇用対策

#### 【現状】

少子高齢化の急速な進展により、労働人口の減少が懸念されていますが、現下の景気後退の深刻化により、雇用機会が減退傾向にあることから、高齢者に対する雇用環境も厳しい状況にあります。

しかし、豊かな経験を生かして、老後も働きたいという意欲を持つ高齢者は確実に増加しています。

江南市地域職業相談室（江南ワーキングステーション）では、犬山公共職業安定所の窓口の一部として、55歳以上の高齢者も対象に雇用相談に応じています。

また、求職者のための希望にあった雇用機会の確保をするため、求人情報自己検索機を導入し、リアルタイムに求人情報を提供することで、高齢者の就職機会の拡大に貢献しています。

#### 【今後の方針】

労働意欲をもつ高齢者が、豊かな知識、技術、経験などを生かし、希望する条件で就職できるよう、高齢者の再就職に関する環境づくりや雇用に関する情報提供等に取り組みます。

#### ①高齢者の再就職に向けた環境づくりの推進

65歳までの安定した雇用を確保するため、高齢者への給付金制度、事業主への雇用確保奨励金など、高齢者雇用安定法の周知と制度の活用の啓発に努め、高齢者の就労への環境づくりを図ります。

#### ②高齢者の職業に関する相談体制の整備

犬山公共職業安定所、地域職業相談室との連携を密にし、雇用機会確保のための情報提供の拡充に努めます。

## (2) 生きがい就労（シルバー人材センター）への支援

### 【現状】

シルバー人材センターでは、60歳以上の方を対象として、長年培った職業的経験や技能を生かすことのできる仕事を提供し、社会参加の促進、生きがい就労への支援を行っています。

会員数は平成23年4月現在では372人で、会員拡大に向けてPRに努めています。

また、活動の充実に向けて研修活動を実施するとともに、就業中の事故防止のための研修を実施するなど会員の安全確保に努めています。

### 【今後の方針】

シルバー人材センターと連携しながら、高齢者が持つ技能を生かすことで社会参加ができるよう、新たに生活支援サービスを構築するなど高齢者の希望に沿った生きがい就労の推進に取り組みます。また、登録者が積極的に参加できるように支援します。

#### ①市委託業務の拡大

生きがい就労の支援のため、高齢者の能力、技能などに対し、委託が可能なものは積極的に発注するよう努めます。

#### ②PR活動に対する支援

市民、事業所に対する制度及び業務発注のPRに努めます。また、自主事業や職種を充実するため、会員募集や各種研修の推進を支援します。

#### ③安全就労対策の強化

会員の健康管理、福利厚生等の推進及び就業中や就業途上の事故発生を未然に防止し、安全就労の推進を図るよう支援します。

## 第 11 章 だれもが暮らしやすい まちづくり

---

# 第11章 だれもが暮らしやすいまちづくり

## 1 住環境づくり

### 【現状】

高齢者が長く在宅での生活を維持していくためには、身体機能の低下などに対応でき、安全に生活できる住環境が整っていることが必要です。

住宅がこれらに対応していない状況でも、70歳以上で一定の要件を満たす方は、福祉サービスとして高齢者住宅改善助成を利用することができます。また、要支援、及び要介護認定者は、介護保険の住宅改修費支給制度の上限額に上乗せして利用することができます。

さらに、住宅の改修や高齢者の方との同居を目的とした新築、増改築のための融資制度としては、社会福祉協議会の生活福祉資金などがあります。

市営住宅や県営住宅については、1階アプローチのスロープ化や室内の段差解消などの対応を行っています。また、県営松竹住宅については、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）が32戸整備されており、28世帯が入居しています。

### 【今後の方針】

高齢者の身体的機能の低下に配慮した住宅環境の整備により、高齢者の居宅での生活の安定を図ります。

#### ①高齢者住宅改善事業の推進

介護保険や福祉サービスとしての住宅改善助成制度について周知し、より利用しやすい制度にしていくとともに、ケアマネジャーや住宅改修業者に対して、制度の適正な運営に関して指導します。また、住宅改修に関する点検商法等のトラブルを未然防止するための情報提供に努めます。

#### ②高齢者用住宅関連資金融資制度の周知

高齢者同居住宅、二世帯住宅の取得に対する住宅建設促進資金として、社会福祉協議会の生活福祉資金（住宅資金）融資制度のPRに努めます。

### ③増改築相談員等の活用

住宅改修については専門的な知識が必要なことから、相談、助言や住宅改修助成に関する手続きにおいて、ケアマネジャーや住宅改修業者からの相談に対し、積極的に支援します。

### ④高齢者向け住宅の供給

一定規模以上の共同住宅にあっては、愛知県人にやさしい街づくり条例によりバリアフリー化の推進を図ります。また、高齢者住まい法の改正により「サービス付き高齢者住宅」が、高齢者が安心して生活ができる住まいとして創設されました。これに関して、事業者からの相談等の対応に際しては、愛知県、又は市の住宅建築担当課とも連携しながら取り組みます。

## 2 地域環境の整備

### (1) 地域コミュニティの形成

#### 【現状】

市内の各地域では、ごみ問題、防災などを中心に自主的な活動が行われています。こうした自主的な活動が、高齢者の問題を始め介護、福祉の面にも広がっていくことが必要です。

地域における活動の場の整備については、地区集会所の建設に対する助成制度を設け支援しています。

#### 【今後の方針】

高齢者が経験や能力を生かして活躍できる社会参加の機会や、役割のある社会をめざし、地域コミュニティの形成を支援します。

#### ①コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動を促進するために、地域リーダー養成に努めコミュニティ組織の自主運営に向けた支援を行います。

#### ②コミュニティ活動施設の有効活用

コミュニティ活動の場として、中央コミュニティセンター、学習等供用施設などの有効活用を図ります。

## (2) 高齢者の住みよいまちづくり

### 【現状】

高齢者の社会参加の活発化や行動範囲の拡大が一層進むことから、高齢者にやさしいまちづくりが求められています。

本市では、安全性に配慮したまちづくりのための福祉環境整備基準である「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」を策定し、順次その実現に努めています。

道路交通の安全確保については、高齢者のみならずだれもが安全に通行できるよう、交差点の改良、歩道段差の改善や各地区との連携により、道路反射鏡、道路照明灯など交通安全施設の整備を進めています。また、交通安全キャンペーンの実施や、高齢者事故の多い地区の老人クラブと協力し、交通安全教室を開催して、交通事故防止に努めています。

さらに、公共施設間の交通の確保を図るため、コミュニティ・タクシー「いこまいCAR（定期便）」とダイヤモンド・タクシー「いこまいCAR（予約便）」が本格運行しております。さらに、江南厚生病院の開院に伴い、平成20年度よりバスの運行が始まりました。その後「いこまいCAR（予約便）」を前日予約から利用可能にして、利用方法を改善しております。これらは、高齢者の移動手段としても活用されています。

### 【今後の方針】

高齢者が、住み慣れた地域社会において安全に行動でき、自由に社会参加できる社会基盤の整備を推進します。

#### ①道路整備と交通安全対策

高齢者が安心して利用できる道路の整備に向けて「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」の実現に努めます。道路の新設・改良工事の実施時には、車道と歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックを設置するなど、高齢者の方が安心して通行できる道路整備を推進しています。また、個別の危険箇所については状況把握に努め、計画的に整備を進めています。交通安全対策については、関係機関と緊密に連携し、道路反射鏡、道路照明等など交通安全施設を設置しています。

また、高齢者の交通事故が増加している現状から各地区老人クラブに交通安全教室の開催を呼びかけ交通安全意識の高揚に努めています。

## ②バリアフリー化の推進

「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」に基づき公共施設、公共交通機関や駅前広場のバリアフリー化を進めるとともに、民間施設についても協力を要請していきます。

## ③高齢者の交通手段の確保

高齢者が安全に円滑に行動できるよう、「いこまいCAR」定期便及び予約便と既存路線バスを合わせた市内公共交通の充実により、市域における高齢者の交通手段の確保を図ります。

# (3) 防犯、防火対策

---

## 【現状】

防犯活動については、江南防犯協会連合会を主体として推進しています。

しかし、コミュニティの弱体化に伴い、地域の防犯機能が低下してきている中で、住民による地域安全パトロール隊が組織され自主防犯活動が行なわれてきています。また、ひったくりや振り込め詐欺など高齢者を対象とした各種の犯罪などが多発していることから、これらへの啓発活動を進めています。

防火活動については、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し防火診断、指導を実施しています。また一般世帯に対しても、きめ細かな防火指導の徹底を図り火災の予防に努めています。

## 【今後の方針】

高齢者が安心して生活できるよう、地域の活動や関係機関と連携し、防犯活動や火災予防に努めます。

## ①防犯活動の推進

高齢者を狙った引ったくりや振り込め詐欺などの被害に遭わないように、江南防犯協会連合会などと連携して意識の啓発・対処方法などに関する情報提供や新たに組織される地域安全パトロール隊への資器材支援に努めます。

## ②火災予防の推進

防火診断、防火指導を推進し、特に住宅用火災警報器の設置については、共同住宅・借家・戸建住宅への全戸設置を目指し啓発活動を行います。また、消火器の設置、防災用品の使用の促進、広報活動により防火意識の高揚を図ります。

## (4) 防災対策

---

### 【現状】

ひとり暮らしや要介護状態にある高齢者など、援護を必要とする高齢者が年々増加しており、災害発生時に対応能力の弱い高齢者の安全確保について、地域全体で防災対策を図る必要があります。

地域防災体制については、建物耐震化促進計画を定め、「豊かで明るく住みよい江南」を目指し安心して安全な街づくりを進めています。また、災害発生時に地域ぐるみで高齢者の安全確保を図るための情報伝達、援助などの体制について定めた江南市災害時要援護者支援体制マニュアルの作成により、自主防災訓練時に隣人間の協力による高齢者の安全確保について啓発しています。

高齢者自身の災害対応能力の向上については、各種団体の訓練時に応急手当や応急担架の作製技術の取得、防災機器の取り扱い、防災知識の向上を図っています。また、老人クラブなどの防火教室で、ひとり暮らしの高齢者との信頼関係の強化をお願いしています。

### 【今後の方針】

災害時に援護が必要となる高齢者の把握に努めるとともに、見守りや安全確保体制強化に向けて、防災関係機関や自主防災組織などと連携し、一体となって防災対策に努めます。

## ①地域防災体制の強化

耐震改修促進計画に基づき、地震災害に備えるとともに、自主防災組織などと連携し、災害発生時に地域ぐるみで高齢者の安全確保を図るための情報伝達、援助などの体制づくりを支援します。

## ②高齢者の災害対応能力の向上

高齢者が自らの災害対応能力を高められるよう、家具の転倒防止対策の推進や普及、訓練などを実施するとともに、高齢者と民生委員、老人クラブ、ボランティアなどが相互に支援しあえるよう信頼関係づくりを支援します。

## 參考資料

---



# 参考資料

## 1 要介護認定者数と出現率の推移及び見込

### (1) 要介護認定者数の推移及び見込

年度	40～64 歳[2号](人)		65 歳以上[1号](人)		1号被保険者の内訳(人)				合計	前年比(%)
		前年比(%)		前年比(%)	(65～74 歳) 前期高齢者	前年比(%)	(75 歳以歳) 後期高齢者	前年比(%)		
平成 14 年度	100		1,747		358		1,389		1,847	
平成 15 年度	109	109.00	1,928	110.36	395	110.34	1,533	110.37	2,037	110.29
平成 16 年度	126	115.60	2,102	109.02	431	109.11	1,671	109.00	2,228	109.38
平成 17 年度	137	108.73	2,299	109.37	473	109.74	1,826	109.28	2,436	109.34
平成 18 年度	137	100.00	2,377	103.39	451	95.35	1,926	105.48	2,514	103.20
平成 19 年度	134	97.81	2,420	101.81	455	100.89	1,965	102.02	2,554	101.59
平成 20 年度	142	105.97	2,545	105.17	479	105.27	2,066	105.14	2,687	105.21
平成 21 年度	134	94.37	2,637	103.61	498	103.97	2,139	103.53	2,771	103.13
平成 22 年度	127	94.78	2,819	106.90	504	101.20	2,315	108.23	2,946	106.32
平成 23 年度	126	99.21	2,866	101.67	464	92.06	2,402	103.76	2,992	101.56
平成 24 年度	135	107.14	3,131	109.25	559	120.47	2,572	107.08	3,266	109.16
平成 25 年度	142	105.19	3,282	104.82	586	104.83	2,696	104.82	3,424	104.84
平成 26 年度	145	102.11	3,395	103.44	606	103.41	2,789	103.45	3,540	103.39
平成 27 年度	134	92.41	3,536	104.15	622	102.64	2,914	104.48	3,670	103.67
平成 28 年度	141	105.22	3,657	103.42	634	101.93	3,023	103.74	3,798	103.49
平成 29 年度	145	102.84	3,822	104.51	616	97.16	3,206	106.05	3,967	104.45

平成 23 年度までは、各年 9 月末現在

(2) 出現率の推移及び見込

年度	40～64 歳[2号](人)		65 歳以上[1号](人)		1号被保険者の内訳(人)				合計	前年比(%)
		前年比(%)		前年比(%)	(65～74 歳) 前期高齢者	前年比(%)	(75 歳以歳) 後期高齢者	前年比(%)		
平成 14 年度	0.29		11.09		3.69		22.90		3.69	
平成 15 年度	0.32	110.34	11.67	105.23	3.90	105.69	23.98	104.72	4.01	108.67
平成 16 年度	0.37	115.63	12.33	105.66	4.16	106.67	24.98	104.17	4.33	107.98
平成 17 年度	0.40	108.11	12.85	104.22	4.38	105.29	25.75	103.08	4.67	107.85
平成 18 年度	0.40	100.00	12.65	98.44	3.94	89.95	26.20	101.75	4.77	102.14
平成 19 年度	0.40	100.00	12.26	96.92	3.81	96.70	25.24	96.34	4.78	100.21
平成 20 年度	0.42	105.00	12.35	100.73	3.84	100.79	25.41	100.67	4.94	103.35
平成 21 年度	0.40	95.24	12.23	99.03	3.85	100.26	24.80	97.60	5.01	101.42
平成 22 年度	0.38	95.00	12.67	103.60	3.87	100.52	25.10	101.21	5.25	104.79
平成 23 年度	0.37	97.37	12.62	99.61	3.57	92.25	24.77	98.69	5.25	100.00
平成 24 年度	0.39	105.41	13.57	107.53	4.19	117.37	26.42	106.66	5.66	107.81
平成 25 年度	0.41	105.13	13.65	100.59	4.25	101.43	26.26	99.39	5.84	103.18
平成 26 年度	0.42	102.44	13.56	99.34	4.19	98.59	26.33	100.27	5.95	101.88
平成 27 年度	0.39	92.86	13.67	100.81	4.19	100.00	26.47	100.53	6.09	102.35
平成 28 年度	0.41	105.13	13.82	101.10	4.25	101.43	26.19	98.94	6.24	102.46
平成 29 年度	0.42	102.44	14.22	102.89	4.19	98.59	26.28	100.34	6.46	103.53

平成 23 年度までは、各年 9 月末現在

## 2 第1号被保険者の保険料の算出

- (1) 給付費見込額（平成24年度～平成26年度の合計 以下同じ）  
15,208,474,609円・・・①
- (2) ①のうち 第1号被保険者の負担分（21%）＋調整交付金相当額（5%）  
①15,208,474,609円×26%（21%＋5%）＝3,954,203,398円・・・②
- (3) 調整交付金  
241,815,000円・・・③  
平成24年度  
4,896,696,253円×交付割合 1.59% ＝77,857,470円 ≒77,857,000円  
平成25年度  
5,061,228,594円×交付割合 1.59% ＝80,473,534円 ≒80,474,000円  
平成26年度  
5,250,549,762円×交付割合 1.59% ＝83,483,741円 ≒83,484,000円
- (4) 地域支援事業費見込額  
395,881,000円・・・④
- (5) ④のうち 第1号被保険者の負担区分（21%）  
④395,881,000円×21%＝83,135,010円・・・⑤
- (6) 準備基金取崩額  
200,000,000円・・・⑥
- (7) 財政安定化基金取崩による交付額  
0円・・・⑦
- (8) 保険料収納必要額  
②3,954,203,398円－③241,815,000円＋⑤83,135,010円－⑥200,000,000円  
－⑦0円＝3,595,523,408円・・・⑧
- (9) 保険料賦課総額  
⑧3,595,523,408円÷予定保険料収納率98.5%  
＝3,650,277,572円・・・⑨
- (10) 保険料基準月額  
⑨3,650,277,572円÷3年度÷12ヶ月÷24,599人＝4,122円  
\* 24,599人は弾力化後の所得段階別加入割合で補正した被保険者数の3年間平均

#### 4 第1号被保険者の保険料算出に用いる係数等【第8章関係】

##### (1) 後期高齢者加入割合補正係数

(単位:人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平均	割合
前期(65歳～74歳)	13,341	13,776	14,448	13,855	57.60%
後期(75歳以上)	9,734	10,268	10,592	10,198	42.40%
計	23,075	24,044	25,040	24,053	100.00%

全国平均の 前期高齢者 加入割合	×	全国平均の 前期高齢者補正 要介護等発生率	+	全国平均の 後期高齢者 加入割合	×	全国平均の 後期高齢者補正 要介護等発生率
0.5161		0.0451		0.4839		0.3142
0.5760	×	0.0451	+	0.4240	×	0.3142
本市の 前期高齢者 加入割合		全国平均の 前期高齢者補正 要介護等発生率		本市の 後期高齢者 加入割合		全国平均の 後期高齢者補正 要介護等発生率
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1.1013</span>						

##### (2) 所得段階別加入割合補正係数

所得段階別加入割合補正係数は、所得段階別加入者数により 1.0553 となります。

(単位:人)

所得段階別加入割合	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
第1段階	272	1.2%	283	1.2%	295	1.2%
第2段階	2,841	12.3%	2,960	12.3%	3,083	12.3%
第3段階	1,999	8.7%	2,083	8.7%	2,169	8.7%
合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円超120万円以下の方	970	4.2%	1,011	4.2%	1,052	4.2%
それ以外の方	1,029	4.5%	1,072	4.5%	1,117	4.5%
第4段階	8,030	34.7%	8,367	34.7%	8,713	34.7%
合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の方	5,154	22.3%	5,370	22.3%	5,592	22.3%
それ以外の方	2,876	12.4%	2,997	12.4%	3,121	12.4%
第5段階	3,290	14.3%	3,429	14.3%	3,571	14.3%
第6段階	2,885	12.5%	3,006	12.5%	3,131	12.5%
第7段階	2,175	9.4%	2,267	9.4%	2,361	9.4%
第8段階	961	4.2%	1,001	4.2%	1,042	4.2%
第9段階	622	2.7%	648	2.7%	675	2.7%
合計	23,075	100.0%	24,044	100.0%	25,040	100.0%

(3) 調整交付金交付割合

26%－21%×後期高齢者加入割合補正係数×所得段階別加入割合補正係数

平成24年度 26%－21%×1.1013×1.0553 =1.59%

平成25年度 26%－21%×1.1013×1.0553 =1.59%

平成26年度 26%－21%×1.1013×1.0553 =1.59%

・後期高齢者加入割合補正係数 1.1013

全国平均は1.0000となり1.0000より大きい場合は全国平均に比べて後期高齢者割合が少ないこととなります。

・所得段階別加入割合補正係数 1.0553

所得段階の分布を表わす係数で、全国平均は1.0000となり1.0000より大きい場合は全国平均に比べて第5・6段階が多いこととなります。

(4) 所得段階別加入割合補正後被保険者数(保険料基準額に対する割合の弾力化)

所得段階別加入割合(弾力化)補正後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合(弾力化)を乗じて算出します。

(単位:人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
第1段階	272	283	295	850
第2段階	2,841	2,960	3,083	8,884
第3段階	1,999	2,083	2,169	6,251
※1	970	1,011	1,052	3,033
※2	1,029	1,072	1,117	3,218
第4段階	8,030	8,367	8,713	25,110
※3	5,154	5,370	5,592	16,116
※4	2,876	2,997	3,121	8,994
第5段階	3,290	3,429	3,571	10,290
第6段階	2,885	3,006	3,131	9,022
第7段階	2,175	2,267	2,361	6,803
第8段階	961	1,001	1,042	3,004
第9段階	622	648	675	1,945
計	23,075	24,044	25,040	72,159
基準額に対する割合の弾力化	23,599	24,591	25,609	73,799

※1 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

※2 それ以外の方

※3 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

※4 それ以外の方

(参考)保険料の所得段階別割合(基準額に対する割合)

所得段階	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階	0.50	0.50	0.50
第2段階	0.50	0.50	0.50
第3段階	0.75	0.75	0.75
第4段階	1.00	1.00	1.00
第5段階	1.25	1.25	1.25
第6段階	1.50	1.50	1.50

保険料の所得段階別割合(基準額に対する割合の弾力化)

所得段階	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
第1段階	0.50	0.50	0.50	
第2段階	0.50	0.50	0.50	
第3段階	/	/	/	
	合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円超120万円以下の方	0.65	0.65	0.65
	それ以外の方	0.75	0.75	0.75
第4段階	/	/	/	
	合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の方	0.83	0.83	0.83
	それ以外の方	1.00	1.00	1.00
第5段階	1.16	1.16	1.16	
第6段階	1.25	1.25	1.25	
第7段階	1.50	1.50	1.50	
第8段階	1.75	1.75	1.75	
第9段階	1.80	1.80	1.80	

(算出式)

各年度の所得段階別被保険者数×所得段階別割合(基準額に対する割合の弾力化)

平成24年度

$$272 \text{ 人} \times 0.5 + 2,841 \text{ 人} \times 0.5 + 970 \text{ 人} \times 0.65 + 1,029 \text{ 人} \times 0.75 \\ + 5,154 \text{ 人} \times 0.83 + 2,876 \text{ 人} \times 1.00 + 3,290 \text{ 人} \times 1.16 + 2,885 \text{ 人} \times 1.25 \\ + 2,175 \text{ 人} \times 1.5 + 961 \text{ 人} \times 1.75 + 622 \text{ 人} \times 1.80 = 23,599 \text{ 人}$$

平成25年度

$$283 \text{ 人} \times 0.5 + 2,960 \text{ 人} \times 0.5 + 1,011 \text{ 人} \times 0.65 + 1,072 \text{ 人} \times 0.75 \\ + 5,370 \text{ 人} \times 0.83 + 2,997 \text{ 人} \times 1.00 + 3,429 \text{ 人} \times 1.16 + 3,006 \text{ 人} \times 1.25 \\ + 2,267 \text{ 人} \times 1.5 + 1,001 \text{ 人} \times 1.75 + 648 \text{ 人} \times 1.80 = 24,591 \text{ 人}$$

平成26年度

$$295 \text{ 人} \times 0.5 + 3,083 \text{ 人} \times 0.5 + 1,052 \text{ 人} \times 0.65 + 1,117 \text{ 人} \times 0.75 \\ + 5,592 \text{ 人} \times 0.83 + 3,121 \text{ 人} \times 1.00 + 3,571 \text{ 人} \times 1.16 + 3,131 \text{ 人} \times 1.25 \\ + 2,361 \text{ 人} \times 1.5 + 1,042 \text{ 人} \times 1.75 + 675 \text{ 人} \times 1.80 = 25,609 \text{ 人}$$

## 3

## 地域支援事業費見込額の算出について

## (1) 地域支援事業の算出表

## ① 介護予防事業

事業内容		24年度 (千円)
通所介護 予防事業	楽口楽食元気教室	37,434
	7 歯科衛生士賃金 1,280 円 × 48 時間 = 61,440 円	
	8 看護師 4,170 円 × 12回 = 50,040 円	
	歯科衛生士 5,400 円 × 12回 = 64,800 円	
	食生活改善教室栄養士 5,400 円 × 12回 = 64,800 円	
	11 消耗品費 32,000 円	
	13 予防事業委託 3,210 円 × 11,520回 = 36,979,200 円	
移送業務委託 15,000 円 × 12回 = 180,000 円		
訪問介護 予防事業	高齢者食生活改善教室	115
	8 食生活改善栄養士 4,000 円 × 12回 = 48,000 円	
	訪問相談	
7 歯科衛生士賃金 1,280 円 × 24 時間 = 30,720 円		
11 燃料費 147 円 × 240 <small>リットル</small> = 35,280 円		
普及啓発	介護予防普及啓発	695
	8 講師謝礼 80,000 円 × 2回 = 160,000 円	
	11 パンフレット・ポスター 462,000 円	
14 会場借上げ料 73,000 円		
二次予防 対象者把握事業	生活機能評価事業	17,019
	11 印刷製本費 974,000 円	
	12 役務費 5,515,000 円	
13 委託料 10,530,000 円		
		55,263

利用者負担額

通所介護予防委託事業 320 円 × 11,520 回 = 3,686,400 円

事業内容		25年度 (千円)
通所介護 予防事業	元気アップ教室	42,048
	7 歯科衛生士賃金	1,280 円 × 48 時間 = 61,440 円
	8 看護師	4,170 円 × 12回 = 50,040 円
	歯科衛生士	5,400 円 × 12回 = 64,800 円
	食生活改善教室栄養士	5,400 円 × 12回 = 64,800 円
	11 消耗品費	24,000 円
	13 予防事業委託	3,210 円 × 12,960回 = 41,601,600 円
	移送業務委託	15,000 円 × 12回 = 180,000 円
訪問介護 予防事業	高齢者食生活改善教室	115
	8 食生活改善栄養士	4,000 円 × 12回 = 48,000 円
	訪問相談	
	7 歯科衛生士賃金	1,280 円 × 24 時間 = 30,720 円
	11 燃料費	147 円 × 240 日 = 35,280 円
普及啓発	介護予防普及啓発	845
	8 講師謝礼	80,000 円 × 2回 = 160,000 円
	11 パンフレット・ポスター	612,000 円
	14 会場借上げ料	73,000 円
二次予防 対象者把握事業	生活機能評価事業	17,546
	11 印刷製本費	1,006,000 円
	12 役務費	5,640,000 円
	13 委託料	10,900,000 円
		60,554

利用者負担額

通所介護予防委託事業 320 円 × 12,960 回 = 4,147,200 円

事業内容		26年度 (千円)
通所介護予防事業	元気アップ教室	46,670
	7 歯科衛生士賃金	1,280 円 × 48 時間 = 61,440 円
	8 看護師	4,170 円 × 12回 = 50,040 円
	歯科衛生士	5,400 円 × 12回 = 64,800 円
	食生活改善教室栄養士	5,400 円 × 12回 = 64,800 円
	11 消耗品費	24,000 円
	13 予防事業委託	3,210 円 × 14,400回 = 46,224,000 円
	移送業務委託	15,000 円 × 12回 = 180,000 円
訪問介護予防事業	高齢者食生活改善教室	115
	8 食生活改善栄養士	4,000 円 × 12回 = 48,000 円
	訪問相談	
	7 歯科衛生士賃金	1,280 円 × 24 時間 = 30,720 円
11 燃料費	147 円 × 240 <small>リットル</small> = 35,280 円	
普及啓発	介護予防普及啓発	929
	8 講師謝礼	80,000 円 × 3回 = 240,000 円
	11 パンフレット・ポスター	616,000 円
	14 会場借上げ料	73,000 円
二次予防対象者把握事業	生活機能評価事業	17,923
	11 印刷製本費	1,053,000 円
	12 役務費	5,920,000 円
	13 委託料	10,950,000 円
		65,637

利用者負担額

通所介護予防委託事業 320 円 × 14,400 回 = 4,608,000 円

② 包括的支援事業

事業内容		24年度 (千円)
包括的 支援 事業	地域包括支援センター運営事業	60,708
	8 運営協議会委員謝礼	
	5,000 円 × 3回 × 20 人 = 300,000 円	
13 委託料	20,136,000 円 × 3回ヶ所 = 60,408,000 円	

事業内容		25年度 (千円)
包括的 支援 事業	地域包括支援センター運営事業	60,708
	8 運営協議会委員謝礼	
	5,000 円 × 3回 × 20 人 = 300,000 円	
13 委託料	20,136,000 円 × 3回ヶ所 = 60,408,000 円	

事業内容		26年度 (千円)
包括的 支援 事業	地域包括支援センター運営事業	60,708
	8 運営協議会委員謝礼	
	5,000 円 × 3回 × 20 人 = 300,000 円	
13 委託料	20,136,000 円 × 3回ヶ所 = 60,408,000 円	

③ 任意事業

事業内容		24年度 (千円)
家族介護支援事業	家族介護教室開催事業	1,505
	13 委託料 25,000 円 × 6回 = 150,000 円	
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	
	13 委託料 5,229 円 × 240回 = 1,254,960 円	
	20 扶助費 100,000 円 × 1 人 = 100,000 円	
その他	成年後見制度利用支援事業	4,233
	8 弁護士謝礼 52,500 円 × 9 人 = 472,500 円	
	9 旅費 1,200 円 × 12 人 = 14,400 円	
	11 消耗品費 48,000 円	
	12 郵送料 9 人 = 200,000 円	
	医師鑑定手数料 52,500 円 × 9 人 = 472,500 円	
	20 後見人報酬助成費 28,000 円 × 9 人 × 12 月 = 3,024,000 円	
	介護支援専門員支援 2,000 円 × 120 件 = 240,000 円	240
	生活援助員派遣事業	2,089
	4 労働保険料 2 人 = 24,000 円	
	7 臨時職員賃金 2 人 = 1,921,000 円	
	12 電話料 144,000 円	
	介護相談員派遣事業	600
8 介護相談員謝礼 3 人 = 555,000 円		
9 旅費 1,200 円 × 8回 = 9,600 円		
19 負担金補助及び交付金 35,000 円 × 1 人 = 35,000 円		
適正化事業	1,012	
11 消耗品費 4,300 円 × 8 箱 = 34,400 円		
印刷製本費 118,800 円		
修繕料 10,000 円		
12 役務費 495,000 円		
13 委託料 353,000 円		
	9,679	

利用者負担額

徘徊高齢者家族支援サービス事業 520 円 × 240 回 = 124,800 円

事業内容		25年度 (千円)
家族介護支援事業	家族介護教室開催事業	1,505
	13 委託料 25,000 円 × 6回 = 150,000 円	
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	
	13 委託料 5,229 円 × 240回 = 1,254,960 円	
	20 扶助費 100,000 円 × 1人 = 100,000 円	
その他	成年後見制度利用支援事業	5,187
	8 弁護士謝礼 52,500 円 × 11人 = 577,500 円	
	9 旅費 1,200 円 × 16人 = 19,200 円	
	11 消耗品費 69,000 円	
	12 郵送料 11人 = 246,000 円	
	医師鑑定手数料 52,500 円 × 11人 = 577,500 円	
	20 後見人報酬助成費 28,000 円 × 11人 × 12月 = 3,696,000 円	
	介護支援専門員支援 2,000 円 × 150件 = 300,000 円	300
	生活援助員派遣事業	2,094
	4 労働保険料 2人 = 25,000 円	
7 臨時職員賃金 2人 = 1,912,960 円		
12 電話料 156,000 円		
介護相談員派遣事業	596	
8 介護相談員謝礼 3人 = 550,000 円		
9 旅費 1,200 円 × 9回 = 10,800 円		
19 負担金補助及び交付金 35,000 円 × 1人 = 35,000 円		
適正化事業	1,061	
11 消耗品費 4,300 円 × 12箱 = 51,600 円		
印刷製本費 126,000 円		
修繕料 10,000 円		
12 役務費 497,000 円		
13 委託料 376,000 円		
	10,743	

利用者負担額

徘徊高齢者家族支援サービス事業 520 円 × 240 回 = 124,800 円

事業内容		26年度 (千円)
家族介護支援事業	家族介護教室開催事業	1,631
	13 委託料 25,000 円 × 6回 = 150,000 円	
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	
	13 委託料 5,229 円 × 264回 = 1,380,456 円	
	20 扶助費 100,000 円 × 1人 = 100,000 円	
その他	成年後見制度利用支援事業	6,117
	8 弁護士謝礼 52,500 円 × 13人 = 682,500 円	
	9 旅費 1,200 円 × 16人 = 19,200 円	
	11 消耗品費 73,000 円	
	12 郵送料 13人 = 290,000 円	
	医師鑑定手数料 52,500 円 × 13人 = 682,500 円	
	20 後見人報酬助成費 28,000 円 × 13人 × 12月 = 4,368,000 円	
	介護支援専門員支援 2,000 円 × 160件 = 320,000 円	320
	生活援助員派遣事業	2,094
	4 労働保険料 2人 = 25,000 円	
7 臨時職員賃金 2人 = 1,912,960 円		
12 電話料 156,000 円		
介護相談員派遣事業	593	
8 介護相談員謝礼 3人 = 550,000 円		
9 旅費 1,200 円 × 6回 = 7,200 円		
19 負担金補助及び交付金 35,000 円 × 1人 = 35,000 円		
適正化事業	1,126	
11 消耗品費 4,300 円 × 14箱 = 60,200 円		
印刷製本費 133,200 円		
修繕料 10,000 円		
12 役務費 522,000 円		
13 委託料 399,000 円		
	11,881	

利用者負担額

徘徊高齢者家族支援サービス事業 520 円 × 264 回 = 137,280 円